

厚岸町議会 第4回定例会

令和2年12月9日

午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和2年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番、桂川議員、10番、大野議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

6番、佐藤委員長。

●佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

12月7日午前9時58分から、第11回議会運営委員会を開催し、令和2年厚岸町議会第4回定例会の議事日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告、総務産業常任委員会所管事務調査報告書がございます。

議会からの提出案件は、会期の決定、請願第1号 厚岸保育所建物に関する請願書、陳情第1号 新築住宅に対する支援助成事業の継続及び助成額の拡大に関する陳情書、令和元年度各会計決算の認定について、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。

審議方法は、陳情第1号は総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることとし、その他の案件は本会議で審議することに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第114号から議案第122号は、令和2年度の各会計補正予算9件であります。

審議方法は、議長を除く11名をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定いたしました。

議案第123号と議案第124号は、一般議案2件、議案第125号から議案第127号までは、条例の一部改正3件、議案第128号は条例の新制定で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

一般質問は、7人であります。

本定例会の会期は、12月9日から11日までの3日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から11日までの３日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの３日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

- 議長（堀議員） 日程第４、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和２年９月９日開会の第３回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会、釧路公立大学事務組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（堀議員） 日程第５、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第６、定期監査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第７、請願第１号 厚岸保育所建物に関する請願書を議題といたします。

本件の審査については、令和２年９月９日開会の第３回定例会において、厚生文教

常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

3番、室崎委員長。

●室崎委員長　ご報告申し上げます。

令和2年9月9日第3回定例会において、厚生文教常任委員会に付託されました請願第1号　厚岸保育所建物に関する請願書について、令和2年9月24日、10月13日、11月4日及び11月27日の計4回、本委員会を開催し、参考人として請願者を招き、請願内容の確認や理事者から詳細な説明を受け、慎重に審査した結果、請願趣旨に沿うことは、施設の修繕、維持管理に要する費用等を考慮すると、趣旨の実現は困難であることから、不採択とすべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、本請願は不採択とすべきものとしましたが、報告書にあるとおり意見を付しましたので述べさせていただきます。

町におかれては、今回の請願に盛られた子育て支援策の充実、土日の子育てに携わる町民の要望の実現に力を入れていただきたい。

また、請願者の意図するもの、すなわち単に物事を要求するだけでなく、町民自らがその発案において行い、事業を進めるという気運を汲み上げ助成するシステムの構築が必要である。

協働のまちづくりを実現するためにも、町には請願者の思いが叶えられる施策を行うよう、強く要望するものであります。

以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員）　お諮りいたします。

委員長の報告は、不採択であります。

この採決は、起立により行います。

討論はありますか。

（な　　し）

●議長（堀議員）　なければ、お諮りいたします。

本案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（堀議員）　出席議員11人、そのうち起立者数1名、起立少数であります。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

●議長（堀議員）　日程第8、陳情第1号　新築住宅に対する支援助成事業の継続及び助成額の拡大に関する陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（佐藤係長） 陳情第1号新築住宅に対する支援助成事業の継続及び助成額の拡大に関する陳情書。

日頃より、あつけしの家づくり協会活動及び運営に深いご理解とご協力を賜り、衷心より厚くお礼を申し上げます。

近年、少子高齢化や地域雇用の減少など様々な要因により、町内における新築工事の町内建築業者による受注件数は減少傾向にあります。

また、消費者ニーズの多様化や住宅メーカーの低コスト化などにより、町内小規模建築業者の努力だけでは厳しい状況がこれからも続くことが予想されます。

町内建築業者による新築住宅の受注は今後も減少傾向であると考えられ、地域経済に与える影響は大きいものです。

厚岸町ではこれまでも住宅新築支援助成制度及び住宅リフォーム支援助成金制度を実施しており、増改築や修繕工事の促進がなされたことにより地域経済の活性化にも繋がっているものと確信しています。

当会としても今後の活動の中で「協会員のための様々な研修会や勉強会」、「新築住宅希望者への個別相談会」の開催などの事業を展開すべく計画を進めています。

つきましては、地域にもたらす経済効果に即効性が期待でき、町内建築事業者の事業継続による地域雇用の安定を確保するためにも、新築住宅に対する支援助成事業は意義ある施策であることから、以下の事項に特段のご高配を賜りますよう陳情いたします。

記。

- 1、今後も新築住宅に対する支援助成事業を継続すること。
- 2、新築住宅に対する支援助成額を100万円に拡大すること。

令和2年11月19日。

厚岸町議会議長、堀守様。

陳情者、住所、厚岸郡厚岸町港町2丁目49番地。

氏名、あつけしの家づくり協会、会長、西口英希。

- 議長（堀議員） 本陳情の審議方法について、お諮りいたします。

本陳情の審議については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第9、認定第1号 令和元年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の

認定について、認定第2号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和元年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和元年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

本9件の審査については、令和2年9月9日開会の第3回定例会において、令和元年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

- 竹田委員長 令和元年度各会計決算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

令和2年9月9日第3回定例会において、令和元年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか8件の審査については、去る10月20日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） はじめに、認定第1号 令和元年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和元年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第2号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和元年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第3号 令和元年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和元年度厚岸町簡易水道事業保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第4号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和元年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第5号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和元年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第6号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和元年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第7号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和元年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第8号 令和元年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 令和元年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第9号 令和元年度厚岸町病院事業会計決算の認定につ

いてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和元年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 日程第10、議案第114号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算、議案第115号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第116号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第117号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第118号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第119号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第120号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第121号 令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第122号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第114号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第120号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第121号 令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について、提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） ただいま上程いただきました議案第122号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）の内容につきまして、提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く11人の委員をもって構成する令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時28分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第11、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 第4回定例会に当たり、3項目について一般質問いたします。

初めに、北海道横断自動車道尾幌・糸魚沢間道路についてであります。

11月5日、道新に厚岸インターチェンジ予定地は太田への旧道上り坂にある埋蔵文化財の試掘調査地周辺と発表されました。改めてお伺いいたします。厚岸のインターチェンジはどこに設置されますか。

また、令和3年度の進捗状況と完成、開通の見通しはいつになるのかお尋ねいたします。

次に、開通による影響とその対策についてであります。

まず、開通による影響をどのように捉えておるのかお尋ねいたします。

私は、開通すると人、物の移動が便利、スムーズになることで過疎化が進み、人口減少が懸念され、今からその対策の取組が必要と考えます。そこで、2点お尋ねをいたします。

1点目です。移住・定住対策や子どもを安心して産み育てるまちづくりが必要と考えます。その具体策をお伺いいたします。

2点目です。産業振興の推進が重要で、後継者対策が最優先事項と考えておりま

す。特に、本町の基幹産業、水産と農業の後継者対策を重要視すべきと考えますので、その取組についてお尋ねをいたします。

本町の出入り口である門静付近に乗り口と降り口があれば、近隣住民の災害時の避難場所としての活用や利便性を考えると必要不可欠と考えます。町として、強く要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

敬老会事業費補助金についてであります。

庁内において、敬老会を開催する団体と自治会の実行委員会等へ要綱を定め、毎年70歳以上の1人につき2,500円以内を助成することとなっております。その対象は、8月31日現在で満70歳以上の方が対象です。小学校の入学式、成人式、長寿祝金も年度内、いわゆる学年での対象となっております。しかしながら、この対象では、本町の今の基準では、9月1日以降誕生の70歳の方々は対象となりません。多くの対象とならなかった皆さんは戸惑い、非常に残念がっております。年度内誕生者を対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

コンキリエの運営状況について質問いたします。

指定管理のコンキリエは、コロナの影響で休業を余儀なくされ、コロナはさらに北海道は第3ステージへ移行となり、その後も猛威をふるっており、コンキリエの経営環境はますます厳しいものとなっていると推測をしています。今年度の運営状況と今年度末の収支はどのようになるのかお尋ねいたします。

さらには、社長でもあります町長へお尋ねいたします。

町として、今後どのような対応をされるのかお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

5番、南谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「北海道横断自動車道尾幌・糸魚沢間道路について」のうち、（1）の「厚岸町のインターチェンジはどこに設置されるか」についてであります。事業計画では、厚岸町インターチェンジは光栄地区と太田市街地間の道道厚岸標茶線に接続する予定とされ、光栄地区寄り側の位置で各種調査や設計が行われております。

また、現時点ではインターチェンジとの表現はされておりませんが、尾幌地区の国道44号の通称大曲と呼ばれる大きなカーブと尾幌市街地間の中間あたりで国道44号と乗り降りする接続となり、また、糸魚沢地区の昨年まで町民の森植樹祭が開催された場所への出入り口道路から数百メートル糸魚沢市街地側位置でも国道44号と乗り降りする接続となります。

次に、（2）の「令和3年度の進捗状況と開通の見通しは」についてであります。尾幌糸魚沢道路の令和3年度の整備内容は、北海道開発予算として、年末の政府予算案の決定、通常国会での新年度予算案の審議可決を経て、年度初めに国土交通省による事業ごとの予算の公表によって事業概要が決まりますので、現段階で令和3年度の進捗状況は申し上げられないことをご理解願います。

尾幌糸魚沢道路は、平成31年4月に新規事業となり、令和元年度予算で厚岸インターチェンジ付近の測量、地質調査が行われました。

令和2年度では全線24.7キロメートルにわたって、測量、地質調査及び道路設計、構造物設計を進め、厚岸インターチェンジ付近では、用地測量や詳細設計、埋蔵文化財調査が進められております。

令和3年度以降は、一般的な整備の流れとして、用地測量が完了したところから用地交渉が行われ、用地買収が完了した後に工事着手になると釧路開発建設部から聞いております。

また、開通の見通しについても、新規事業化の段階で約650億円の総事業費が、今後、年次ごとに幾らの予算が配分されるかは、先ほどの理由で全く見通せるものではなく、先行して、かなり工事が進捗している阿寒インターチェンジと釧路西インターチェンジ間でさえ、開通時期の見通しが発表されておられません。

早期完成を関係団体と連携して要望活動の中で強く国に訴えていきたいと考えております。

次に、（３）、アの「開通による影響は」についてであります。一つ目に、国道44号が大規模な地震、津波、風水害などの被害を受けて通行止めになっても、代替路線が確保され、安全・安心な生活を送ることができるようになります。

二つ目に、高度医療・救急医療機関への移動時間の短縮により、救急救命率の向上や出産リスクの低減が図られます。

三つ目に、安定した道路走行と輸送時間の短縮により、水産物や農産物が高鮮度・高品質を保持して大量の輸送ができるようになり、農業・水産業の活性化が図られます。

四つ目に、道内主要都市や道内空港などからの移動時間が短くなり、観光業の活性化が図られます。

このように、人的交流の促進や物流の効率化のみならず、命と生活、経済を守る道路として、様々なよい影響をもたらすものと考えております。

次に、イの「人、物の移動が便利になることで過疎化が進み、人口減少が懸念される。今から対策が必要と考える」のうち、（ア）の「移住・定住対策や子どもを安心して産み育てるまちづくりが必要と考えるが、その具体策は」についてであります。移住・定住対策については、平成28年から地域おこし協力隊員を募集し、現隊員も含め、現在7人の方が当町に在住しており、今後も継続して募集を行ってまいります。

また、来年度以降は、町の施設を利用した移住の体験、移住者への引っ越しや家賃等の助成、移住の際の就業、起業の支援及び結婚の際の引っ越しや家賃等の助成など、移住・定住施策を進め、人口減少対策に取り組んでまいります。

子どもを安心して産み育てるまちづくりについては、しんりゅう保育所と厚岸保育所の新築のほか、引き続き保育所と幼稚園の保育料の無償化、出産祝金10万円の支給、妊婦健診通院費や不妊治療費用の助成、18歳までの子ども医療費の無料化、学校給食費の無償化などの施策を講じてまいります。

次に、（イ）の「産業振興の推進では、後継者対策が最優先と考えるがその取組

は」についてであります。町では、各種産業の後継者対策に取り組んでいるところではあります。ここでは基幹産業である漁業と酪農について、お答えさせていただきます。

まず、漁業については、町では、水産資源の維持管理により、漁業者が永続的に漁業を営んでいくことが1番の後継者対策と考え、これまで、国や北海道と連携し、漁港整備等を推進するとともに、漁業近代化資金に対する利子補給や厚岸漁業協同組合が行っているコンブ漁場改良事業、ヒトデ駆除事業など、各種事業への支援を行ってきております。

厚岸漁業協同組合では、新規着業者の誘致に向け、平成26年に組合員要件及び行使規則を緩和し、准組合員から正組合員になる必要な期間を3年以上から1年以上に、漁業権の承認申請可能期間を正組合員になってから3年以上を1年以上に短縮したほか、青年部への支援として、研修会や交流会、養殖試験事業等の各種活動を行っております。

また、新規着業時においては、漁船の機器の導入、経営資金の確保に国等の各種支援体制が整っており、北海道の地域づくり総合交付金を活用した「コンブ選別機」、「カキバラシ機」等の導入により、就労環境の改善が図られております。

次に、酪農業については、担い手の確保として、新規就農者は基本的に路農跡地を活用するため、施設修繕等が必要となることから、国等の支援制度を活用して農協が受入を行う際、町が「厚岸町新規就農者誘致条例」により支援を行っております。

一方、継承の基本となる親元就農の場合は、農地や施設等の基盤が既にあるため、現段階では支援金制度のような対策は行っておりませんが、釧路太田農業協同組合においては、親元就農をきっかけとした経営規模拡大等に係る施設等に対する支援策が設けられております。

親元就農には、結婚や経営方針の相違など様々な問題が考えられますが、釧路太田農業協同組合によると、酪農の継承については、農協をはじめとする関係機関の助言や指導によりスムーズな経営移譲が進められているとのことではあります。親元就農は継承の根本となる就農の形であるため、支援の必要性については引き続き釧路太田農業協同組合と協議してまいりたいと考えております。

次に、(4)の「門静付近に乗り口と降り口があれば、近隣住民の災害時避難場所としての活用や、利便性を考えると必要不可欠と考えるが、町として強く要望すべきでは」についてであります。平成24年度に北海道が公表した、太平洋でマグニチュード9.1の巨大地震が起きた場合に予測される地震津波及び大雨時の冠水により、国道44号が通行止めになっても、尾幌糸魚沢道路が通行できる設計となることが釧路開発建設部から伝えられております。

門静地区には、災害時に地域住民が避難できるよう門静神社の裏山に町が整備した非難場所があり、また、望洋台方面と苫多方面にも高台があるため、地域住民にとっては災害時の避難先の選択肢が3方面にあります。

現在のところ、門静地区にはインターチェンジや災害時の乗り降り口の整備は計画されておきませんが、本年4月に内閣府から公表された日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波想定をもとに北海道が今後作成する津波浸水予測図により門静地区

の非難計画の見直しが必要となった場合には、その対応策の一つとして本道路の可能な役割についての検討を釧路開発建設部に申し入れたいと考えております。

続いて、2点目の「敬老会事業費補助金について」、(1)の「敬老会を開催する団体と自治会の実行委員会等へ、毎年70歳以上1人につき2,500円以内を助成しているが、その対象は8月31日現在で満70歳以上の人で、9月1日以降誕生の70歳の方々は対象にならず、戸惑い、残念がっている。小学校の入学式や成人式、長寿祝金と同様に年度内の誕生者を対象とすべきではないか」についてであります。ご質問にあるとおり、現行の厚岸町敬老会事業費補助金交付要綱では、毎年8月31日現在で満70歳以上の人を対象であり、9月1日以降に生まれた70歳になる人は対象とならないこととなっております。

このたびのご質問を町民要望として捉え、来年度から当該年度において満70歳に達する人を対象者とするよう検討してまいります。

続いて、3点目の「コンキリエの運営状況について」のうち、(1)、アの「今年度の収支はどのようになるか」についてであります。町議会第2回定例会で報告した、株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の令和2年度部門別収支計画書では、新型コロナウイルス感染症の影響による団体旅行や個人旅行、イベントの自粛などから、今年度の経営が不透明であったため、約4,509万円の経営損失を見込んでおりました。

しかし、7月から始まった国の「Go Toキャンペーン」や、北海道の「どうみん割」の効果もあって、8月から11月までの入館者数は、前年同期比95.3%まで回復し、8月は約347万円、9月は約117万円、10月は暫定で約1,887万円の経常利益となり、4月から10月までの経営利益は約1,534万円、前年同期比で36.6%となっております。

また、11月の収支実績はまだ出ておりませんが、株式会社厚岸味覚ターミナルからは、現在回復傾向にあると聞いております。

依然として、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況であります。株式会社厚岸味覚ターミナルの予測では、これまでの実績と現在の状況から、本年度末で約3,100万円の経常損失になる見込みであると聞いております。

次に、イの「町として今後どのような対応をされますか」についてであります。令和2年度の繰越利益剰余金の約3,112万円から、本年度経常損失の約3,100万円と、令和2年度の法人税見込額の約21万円を差し引きすると、今年度は約9万円の繰越欠損金が生じる見込みであります。

新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、今後の経営に支障を来すと判断した場合には、町としても必要な支援策を講じなければならないと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 尾幌糸魚沢間道路でお尋ねをいたします。

町民の関心は、この道路がどこを通るのか。また、インターチェンジはどこに、い

つ完成するのかであります。現在、各種調査や設計段階で不確定なことは理解しております。現段階で、道新さんは既に太田の上り坂周辺ということを発表しています。町民もこのことで大きく反応しております。改めて伺います。太田への旧道上り坂周辺ということでよろしいですか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今、議員おっしゃった場所と、1回目の答弁でも説明させていただきました場所は同じ場所を指しているということで理解をさせていただいているということでございますので、議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次に、今後の進捗状況でございます。

確かに答弁のとおりであります。開発や国との予算絡みで、不確定要素は十分あります。その上でお尋ねをさせていただくのですけれども、私が見る限り、知る限り、町長は早期完成に向けて、釧路開発建設部はじめ、国のほうに積極的にこの課題について汗を流している、取り組んでいるということは私も周知をしております。

しかしながら、尾幌糸魚沢間が全てではないのです。その先もまだあるのです。別保の坂まで道路はつながらないと厚岸の町民にとって、本当の意味での効果というものとは表れないのではないのかなと斯様に思います。

ですから、そういう意味でも、これまでも一生懸命取り組んで、この事業に、国のほう、釧路開発建設部のほうに働き掛けをしておりますが、今後も一層力を入れてこの事業に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

進捗状況につきましては、第1回目の答弁で述べたとおりではありますが、第1回でお答えをいたしましたとおり、全体の事業費が約650億円、大変な金額に相なるわけでございます。そういう面において、国費の予算を獲得するというものについては、大変厳しいものがあります。

今、お話しがありましたとおり、他の高速道路につきましては、約10年以上を完成としている路線が多いわけでございます。しかしながら、尾幌糸魚沢間につきましては、早期に完成できるように、最善の努力をさせていただきたいと考えております。

そこで、今ご質問がありました、別保尾幌間の関係であります。

実は、私は根室市長に感謝をいたしておるところでございます。と言いますのは、この尾幌糸魚沢間の早期完成のために、横断自動車道釧路根室間建設促進期成会というものがあります。その会長は根室市長の石垣さんであるわけでございます。当然、

根室市といたしましても、根室市まで早期に完成をしていただきたいという願いは当然のことではあります。私との話し合いにおきまして、私はまだ、今、まず、要望がありましたとおり、別保までは来ております。しかし、その間をどうするのかということが大変私といたしましては心配であります。やはり、尾幌糸魚沢間が完成をいたしましても、その間が抜けるということになりますと、その効果が極めて薄く相なるわけありますので、そういう中で期成会といたしましては、最終的に先般新たな項目として要請をしてまいりましたが、別保尾幌間の計画段階評価の早期着手ということを新たに項目に加えてことごとくでございます。

どうか、その点につきましても、早期の着手ができるように、最善の努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 過疎化対策についてお尋ねをいたします。

人、物の移動が便利になることで、過疎化は、私は間違いなく進むと思います。ただいまの答弁で、過疎化対策に積極的な取組をしている。逐次、今日まで厚岸町が取り組んできた対策、それぞれの事業を細かく答弁をしていただきました。残念ながら、私が懸念するのは、それでも過疎化は止まっています。

この過疎化対策というのは、やはり息の長い事業ではないのかなと思います。これから何をするのかということにやはり目を向けて、しっかり取り組んでいかなければならないのではないのかなと。あれもこれもと言っても財源のこともあります。厳しいものがあるかと思っております。

しっかり取り組んでいかなければならないと思うのですが、特に私は北海道の各自治体、過疎化率よく見るのですけれども、第一次産業に従事している従事率が多い自治体ほど過疎化率が下がっておりません。どちらかというと、水産や酪農、畑作、これらに従事している町民が多い自治体ほど過疎化率が下がっていません。

そういう意味では、先ほどの答弁にもありました。太田の皆さん、既存の後継者をしっかり守っていくのだ、これから対策していくのだ。漁業者も同じだと思うのです。現在後継者として、やはり親父の事業を継いでいくのだと。これらの後継者が今の漁業を若い世代がつなげていかないと過疎化はなかなか減少率というのは止まらないのではないのか。

そういう意味では今からこの流通が便利になる、そういう時代に向けて、これからの時代の若者や青年たちに親父の事業がもっと夢のある、若者が希望が持てるような、そういう取組を町としても支援をしていかなければならないのではないのかと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、一次産業の関係でございます。

酪農については 1 回目の答弁にもございますが、後継者のいわゆる息子さん等がい

らっしゃるところについてはスムーズに移譲をされているケースが多いと伺っておりますが、一方で、それに代わる離農が進んだ部分につきましては、今までどおり、後継者ではございませんが、それに代わる担い手ということで広く厚岸町の酪農についてPRしながら、新たな仲間を増やしていくということでございます。

新しい、今度漁業のほうでございますけれども、これからの時代の若い人たちが継いでいただくという部分は、議員おっしゃるとおりだと思います。今後の新しく入ってくる漁業者に必要なものというのは、やはり魅力、仕事として魅力を持っていただくための省力化、これが1番の体力的な部分で必要だと思いますし、それと答弁でも言っておりますが、将来にわたって漁業が安定的に漁獲物が獲れるような、いわゆる漁場の保全、それと資源の増殖、これらについては漁業協同組合が取り組んでいる各種事業に対して支援を続けてまいりますし、そのほかに今後の地球規模で温暖化が進む中、漁業資源が余り順調に推移していないことを鑑みまして、現在、国や北海道の研究機関も含めて、どのような養殖事業が当地域において可能性があるのか、これを進めておりますので、若い青年部の方たちもいらっしゃいますし、そういう方たち、それと今働いている漁業者の方のご意見を伺いながら、どのような方向に向いていくかを確立するために、引き続き情報収集、それと研究してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 門静付近に乗り口と降り口が本当に欲しいのです。先ほどの答弁で大地震、津波に備え、釧路開建のほうに申し入れをされると答弁がございました。私は大変心強く、うれしく思います。と申しますのも、町民にとって必要なのだ、今の時点ではそういう予定はありませんよ、こうですけれども、町民の誰もが、やはり門静、あっちのほうに乗り降り口があれば、また門静の皆さんにとっても近くにそういうものができれば非常に心強い。町民の要望として、しっかり開発のほうに実現可能になるために、町長として努力をしていただきたいのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 全長24.7キロが尾幌糸魚沢間でございます。まず、その整備の促進は先ほどお話ししたとおりであります。門静地区にも何らかの避難的な、端的に言えばインターチェンジ的なものがないのかという話であります。大変私も難しい課題だと思っています。と言いますのは、先ほどの第1回目の答弁でお話しをいたしました。太田にもインターチェンジを設けます。設けますって、お願いしております。さらにはまた尾幌にもお願いをしております。そうすると、距離的に果たして門静地区を要請したとなれば特に太田とは近いわけであり。そういう面で、いろいろと私もどうかなという疑問点がありますが、しかしながら住民の命は大事であります。

今、3箇所の避難所がありますが、それぞれを見ながら、これからの状況、先ほど

も答弁いたしましたけれども、常に千島海溝地震、もう大変な状況にあるわけであり
ます。震度7が厚岸に来る。また、津波にいたしましても24.1メートルの津波が来る
等々の、そういうことを考えますと、距離的な問題がありますが、何らかの方法がな
いかということを開発とも相談をしながら進めてまいりたいと考えておりますのでご
理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 敬老会事業費補助金です。来年から70歳以上の年度内対象が実施される、
相違ございませんか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 議員おっしゃるとおり、改正する予定でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ、お尋ねをさせていただきます。来年から実施に向けて、要綱も
当然改正がなされると思います。基準日なのですが、現在8月31日となっております
が、年度内対象となりますので、今度は基準日が必要がなくなるのではないのか
と斯様に思いますが、実は長寿祝金に基準日が設定されております。改正後、この基
準日というのはどのようなものになるのかをお尋ねをいたします。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

敬老会は、主に敬老の日に合わせ、9月中旬ころに行われているところが多い状況
です。誕生日要件は年度、いわゆる同学年ということで対象とするよう改正するこ
とを考えておりますが、基準日の件でございますが、補助金の町から団体さんに支給す
る、補助金の支給対象基準日として、長寿祝金と同様、住所要件と、そのときにご存
命であるということを基準日として長寿祝金と同様に8月31日とするよう考えており
ますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 今の説明です。大体は分かったのですが、例えば長寿祝金ですと基
準日の場合、長寿祝金の場合ですよ、亡くなっても基準日を過ぎれば渡していますよ
ね。ところが、今度は敬老祝金は8月31日以前に亡くなったら、8月31日前に、基準
日前に亡くなった場合には対象にならないということでもいいのですか。その辺につい
て、もうちょっと詳しく。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 議員おっしゃるとおりなのですけれども、8月31日以前に亡くなった方については、敬老会の補助金についても対象とならないと考えております。長寿祝金の考え方につきましても、8月31日以前に亡くなられた方は対象とはせず、9月1日以降亡くなられた場合は対象としているという考えでございますので、それと同様に考えております。ご理解願います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 コンキリエの運営状況についてお尋ねをいたします。

資料をいただきました。この資料の説明をと思っておりますが、これ数字ですから、これ後で見れば大体それぞれの月の収支状況というのが理解できると思います。数字の上でも、これは最終的な、金額的な問題だと思うのです。それで、申し訳ないのですけれども、雑駁、4月以降、現在、それからこれからの人の動き含めて、概略でいいです、概略の概略でいいですからどんなような運営状況なのか説明をしてください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 町長の1回目の答弁にありましたとおり、大変3月、2月以降コロナが発生した中で、2月以降、3月含めまして、大変厳しい状況にありました。また、3月から5月にかけても、トータルで42日間の休業を余儀なくされたといった状況の中では、大変厳しいスタートとなっております。

また、前年まで収入からいった中で、なかなか令和2年度の収入想定というのも大変厳しい状況にありまして、前年の67%くらいということで、4億5,000万円を計上した中で、申し訳ございません、前年まで4億5,000万円くらいの歳入があったわけなのですけれども、本年度に限りましては2億5,200万円ということで、42.1%減といった中での厳しい予算組となって進んできております。

その後、7月以降始まりました国のG o T oキャンペーンとかどうみん割等の効果もございまして、先ほど答弁にありましたとおり、8月から11月までの入館者数についても同年同比95%くらいまで回復しております。また、売上げにつきましても、8月から10月まで、10月は暫定数字ではございますけれども、それぞれ黒字の計上といった状況になってきておりますが、ただし、11月今実績等はまだ出ておりませんが、この先12月から3月までの中、現状計画しておりました団体利用者等の状況につきましても、ここに入りましてキャンセルが相次いでいる状況にございます。そういった中におきましては、今後大変、当初今見ている中では3,100万円程度の繰越欠損金といった、済みません、経常損失の見込みとなっておりますけれども、これは一つのベースであ

って、今後の本当にコロナの収束状況、動きによりましては、なかなかさらに厳しい、当初と同様、4,500万円の繰越欠損に近づいていく数字にもなりかねないといった状況でございます。

現状の中では大変先が見えない、不透明な状況、さらには予約、さらにはキャンセル等が続いている状況におきまして、経営につきましては、それぞれ会社での努力はしていても、こういった状況の中での人の動きが滞ってきている状況というのも大きな状況でございます。

いずれにしても、幾らかでも経常損失を埋めるような経営努力につきましては、今現在も行っておりますし、当然、新北海道スタイルに則った中での3密等を回避するような中で、レストランをはじめ、それぞれの部門ごとの中での安全・安心を図れるような、今取れる最大限の経営努力をしながら、感染防止、さらには運営といった中で努力をしているところでございます。

現状から言いますと、3,100万円で収まれば、本当に数字としては大変、状況的には、努力の状況が出てくるかと思えますけれども、大変これからの中、厳しいといった状況でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 今回の答弁と1回目の町長の答弁と齟齬があるのではないですか。と申しますのは、1回目の町長の答弁では、私が受けとった感じですよ、当初予算ではコロナの影響を考慮し4,509万7,235円のマイナスで計画を立てました。ここまで分かりますよ。当初予算ですから。ですけれども、私の認識では、休業や10月以降、11月以降、さらなる厳しい状況であります。だけど、1回目の答弁では、3月までは不透明ですけれども、年度末には計画をクリアして、繰越利益剰余金3,112万円を繰入すると9万円の繰越欠損になると理解をさせていただいたのです。おおむね。ということは、私も今課長の答弁のとおりなのです。G o T oが非常に厳しくなってきたぞ、3月までどうなのだ。これを含めて答弁書にこの数字上がっているのではないですか。

今の課長の話では、僕が非常に危惧していました。今、非常に厳しい状況にある。3月まで、この9万円の繰欠で終わらないかもしれない。私も危惧をしております。ですけれども、町長の1回目の答弁では安堵していたのです。ところが、改めて確認したら、この数字はまだ不確定要素、そのとおりですよ。その辺はどうなのですか。非常に聞いていて、どっちなのだと、はっきり言ってください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 1回目の町長の答弁にありましてとおり、現段階の中の試算をさせていただいた、これはコンキリエのほうからも試算をいただいたのは1週間くらい前の状況でございます。さらに、そこからの試算ということがなかなか状況的に難しい状況でございますので、現在、その段階におきましては、先ほど言いましたとおり、経常損失等を合わせますと、今年度9万円の繰越欠損金でもって収まるの

ではないか、見込んでいたといった状況で報告をいただいておりますが、その後、ご案内のとおり、連日の中でのコロナの感染拡大並びに首都圏、北海道、札幌もそうでございますけれども、大変厳しい状況の中、経営、特に飲食関係含めまして、大変厳しい状況の中が連日の報道になされている。

そういった中で、改めてこの後段、最後に書いておりますけれども、感染症の状況によりまして、今後の経営を試算する状況といったことが、今、なかなか本当に忘年会も、新年会も入ってこない、予約されてもキャンセルになってくるといった状況が、試算していただいた以降の中で顕著にそういったことがコンキリエ自体含めまして起きているといったことで、町長の答弁にありまして、その段階、試算いただいた段階につきましては、こういった数字になっておりますが、さらに厳しい現状も今後起こり得るといったことで、私のほうは答弁をさせていただいているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 分かりました。分かりましたということは言っていることについては理解はしませんよ。初めからそう言ってくればいいのです。数字を推測されたから、だけど今後のことがあるので厳しくなる可能性がありますと言えばそれで済むこと。僕も1番懸念しているのはそこなのです。

おおよそ、どっちにしたって質問されたわけだから推測をしたのでしょうけれども、今後まだまだ厳しい状況を私も懸念をしております。課長の答弁のとおりなのです。

最終的には、ですけれども、先ほど社長であります町長は今後の経営に対して、経営が支障を来す前に町として必要な支援策を講じると、非常に力強い答弁がありました。コンキリエで働いている正社員15名、パートの皆さん32名、合計で47名の皆さんが本当に町長の答弁を聞いたら安心していただいて、これからも一生懸命働いていただけたと思います。

これからも、まずはコロナ感染防止対策をしっかり対応されて、営業努力を社員一丸となって、しっかりこの少なくとも数字がどうなるか、どうのこうのということは僕は言いません。ですけれども、なるべく自らの営業努力で赤字が大きくならないように努力をしていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほど担当課長から答弁をいただいたわけでありましたが、大変なコロナ禍の中での経営、現在難しい状況にあります。先ほど担当から答弁がありましたとおり、ようやく持ち直したなという段階の中で、またコロナが増えてしまったと。さらには、また東京、札幌等もがG o T o トラベルを中止するというような現在を迎えております。極めて今後のコロナ禍の中での経営、不透明であります。そういう中で、従業員も

今、本当に一生懸命頑張っております。

かつては休業の時代もありました。しかしながら、まだ緊急宣言も出ておりませんので、そこまではいきませんが、年度末の決算においては大変な事態に相なるものではなかろうか。

現在では3,100万円という経常損失ではありますが、社長としてはさらに大きく相なるものではなかろうかという推測はいたします。しかしながら、やはりコンキリエといいますのは、公益的、公共性を持った運営をしなければならない施設でもあります。そういう意味においては、やはり自ら努力をしていかなければならないというものであるわけではありますが、しかしながら、現在では限度があると、私はそういうふうに考えておるわけであります。

そういう中で、第1回目の答弁をさせていただきましたが、やはり町から支援をいただかなければならない自体に相なるであろうと予測をいたしておる次第でありますので、どうかこの点につきましては、議会の皆様方におかれましてもご理解をいただいて、その節には何とぞよろしくお願いを申し上げたい、そのように考えておりますので、町長であり社長の私から、この際答弁をさせていただいたところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 かつて、平成7年度にコンキリエの累積赤字は7,445万1,988円でございます。平成27年頃から指定管理委託料等をアップして2,900万円から3,000万円くらいまで毎年繰入をしてきて、やっと昨年末で剰余金が3,100万円以上を積むことができたわけでございます。これは1年でできたわけではないのです。繰入金をある程度、3,000万円近くずっと入れてきたことによって赤字が解消され、今日に至っているという理解をしております。

3,000万円以上を繰入して、補填してきているのですけれども、残念ながら令和2年度決算でこれを繰入しなければならない自体に至るのではないのかなと斯様に思っております。そうしますと、コンキリエ動いていく上で、この3,000万円くらいの運転資金、この剰余金を運転資金として活用していたと思うのです。ところが、取り崩せばゼロになります。この運転資金的要素があったものが、令和3年度になると運転資金なしで動いていくと、こういう状況に陥るのかなと私なりに判断をいたしました。この辺も配慮して、次年度に向けた運営というものを一つ考えていかなければならないと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

今、お話しありましたとおり、コンキリエはオープンいたしましたのが平成5年です。その3年間、大変だったわけでありまして。赤字が何と7,400万円であったわけでありまして。そういう中で、会社の努力によって赤字を解消してきたわけであり

ますが、しかし、まさか今日のコロナというものは全く予想しませんでした。議会で報告いたしましたとおり、また今質問がありましたとおり、順調な運営をいたしてきていたわけですが、ここコロナによって今年度は大変厳しい経営状況にあるということは事実であります。

そういう中で、どれくらいのそれでは経常赤字が出るのかとなると、また今後の予想を見なければ分かりません。そういうわけで、年度末の決算を見て、それぞれの町として支援策をしていかなければならないものである、そのように理解しておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、3番、室崎議員の一般質問を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 一般質問通告書に従って、通告申し上げます。3点です。

1点目は有明昆布干場の整備についてであります。

有明昆布干場では過去に溢水被害がありました。現在そのようなものは解決されているのか。

2として防塵対策の現状と課題であります。

次に2番として新型コロナウイルスについてお聞きします。

町職員に罹患者が出た場合の対応はどのようになっているのか。

役場庁舎内でクラスター（集団感染）が発生した場合、どのように対応するのか。

次に3番目として、ヤングケアラー（介護を担う子ども・若者）についてです。

厚労省はヤングケアラー（介護を担う子ども・若者）の実態調査に向け動き出したと言いますが、厚岸町では現状の把握はどの程度できているのか。

既に何らかの対策を講じているのか。

以上、3点についてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「有明昆布干場の整備について」のうち、（1）の「有明昆布干場では過去に溢水被害があった。現在はそのようなことは解決されているか」についてですが、有明昆布干場については、平成25年9月の台風18号により、汐見川が溢水し、多くの昆布干場に土砂が流れ込む被害がありました。

その後、周辺干場所有者から、「有明昆布干場地区水害対策に関する陳情書」が出されたこともあり、陳情の内容に基づき汐見川の整備を行うとともに、周辺素掘り側溝の草刈り、ごみ拾いを行うなど、日常的な維持管理に努めてきたところであります。

これにより、一定の効果は得られているものと認識しておりますが、本年3月の大雨により西側の山からの雪解け水が素掘り側溝から溢れ、近接する干場に流入する被

害が発生しました。

この原因は、通常の大雨時には雨水が干場に流入しないよう、干場周辺に土嚢を設置していますが、大雪後の大雨だったこともあり、土嚢の設置が間に合わなかったことによるものであります。

また、西側の山からの水処理対策については、山からの土砂も影響しているため、北海道に対して土砂流出防止の対策を要望してきたところ、今年度、その対策工事が実施され、年度内にも竣工予定とのことであります。竣工後は、山からの沢水対策として素掘り側溝の整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、（２）の「防塵対策の現状と課題」についてであります。干場への防塵対策は、周辺道路の補修や清掃と未舗装道路にアスファルト碎石を敷くことで、その対策を行っております。

有明昆布干場については、一部を除き周辺の道路が舗装されていることもあり、道路からの粉塵に対する苦情などは受けておりませんが、一部未舗装の路線については、アスファルト碎石を敷くなどの防塵対策を行う必要があると考えております。

また、舗装路面においても、補修や清掃を怠ると粉塵の原因になることから、道路維持の観点からも補修や清掃を定期的に行うことが必要であると考えております。

今後も、道路パトロールを行いながら適正な道路の維持管理に努めてまいります。

続いて、２点目の「新型コロナウイルスについて」のうち、（１）の「町職員に罹患者が出た場合の町の対応」についてであります。第一に町民の生命及び健康の保持を優先し、併せて行政機能の維持、町民生活等への影響の軽減、感染拡大防止を基本として対応してまいります。

職員本人が感染した場合等における講ずべき具体的な措置として、職員は、北海道釧路保健所に相談し、医療機関で受診するよう指示を受けた場合、及び受診の結果、新型コロナウイルスに感染したと診断され、釧路保健所から就業制限、入院勧告または自宅待機の要請を受けた場合は、直ちにその旨を所属長に報告し、所属長は、その状況を直ちに保健福祉課長及び総務課長に報告することとし、その報告を私が受けることとしております。

報告を受け、私は直ちに関係職員を集め、情報の収集及び対応策の協議を行い、その際、感染した職員の行動履歴や接触者の把握及び他の職員の健康状態を素早く確認し、発熱等の症状がある職員がいる場合は、釧路保健所に相談するよう指示し、さらに周辺への感染拡大防止のため、釧路保健所の指導のもと、当該職員の周辺及び触れた可能性のある共有箇所を清掃・消毒することとしております。

また、職員の家族等が感染した場合における講ずべき措置として、職員と同居する家族等が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、当該職員は、直ちにその旨を所属長に報告し、所属長は、当該職員を自宅待機させるとともに、直ちにその旨を保健福祉課長及び総務課長を通じて、私に報告することとしております。

この際の職員の就業等の取り扱いについては、新型コロナウイルスに感染したまたはその疑いがあると診断された職員に対しては、症状の有無にかかわらず就業を禁止することとし、職務に専念する義務を免除します。

また、職員本人は感染していないが身近に濃厚接触者がいる場合にも同様の取り扱いとするものとし、これに該当しないが発熱等の症状がある場合などは、病気休暇等を取得させることとしております。

業務体制といたしましては、職員の感染や家族の感染などにより勤務できない職員が多数発生し、業務に支障が生じる場合は、業務の繁忙や緊急性などを勘案し、スタッフ制の活用による所属内での応援体制により業務を執行するなど、業務を維持するため、柔軟に人員体制を変更して対応することとしております。

業務の指揮命令系統といたしましては、管理職員が一定期間、不在となる場合には、重要な案件について、必要に応じ、事前に確認した連絡体制により指示を仰ぐなど、行政が停滞しないようにし、管理職員が職務を遂行することが難しくなった場合は、町政の意思決定が滞らないよう、事務決裁規定に基づく代決などにより代行者が処理し、迅速な処理が必要なものについては、上位者の決裁により処理することとしております。

また、町民に対しましては、職員が罹患した旨をお知らせし、庁舎を訪れた人が発熱などの症状がある場合には、医療機関等にかかるよう周知をすることとしております。

次に、（２）の「役場庁舎内でクラスターが発生した場合の対応」についてですが、先ほどの職員に罹患者が出た場合の対応をするほか、本年６月に町民生活の維持に必要不可欠な通常業務を滞りなく実施するために暫定的に策定した、厚岸町新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画に基づき、非常時における業務の優先順位を定め、一部の業務を縮小し、優先業務に専念すること、人員不足による職員配置を課等の所属、部局、全庁の順で職種、資格、職歴等を踏まえ、適切な配置をするなど対応することとしております。

また、役場庁舎内でクラスターが発生した場合は、直ちに商社の一部または全部を閉鎖し、役場庁舎内への出入りを制限するとともに、庁舎１階ホールや別場スペースに臨時の総合的な窓口を設置した上で、お客様を受付、関係業者、その他の来庁者については、さらに別の限られた場所に対応することとします。

従事する職員については、ＰＣＲ検査の対象にならない職員またはＰＣＲ検査の結果、陰性が確認された職員が業務継続計画を踏まえ対応してまいります。

なお、職員の感染状況によっては、他の公共施設の休館やそこで開催するイベントや会議等の延期や中止をすることも考えられます。

クラスターが発生した場合には、業務の一部または全部の縮小、もしくは緊急を要するもののみの対応にならざるを得ない状況になるものと考えております。

続いて、３点目の「ヤングケアラーについて」のうち、（１）、アの「厚岸町では現状の把握はどの程度できているか」についてであります。本年１１月上旬に釧路児童相談所経由で「ヤングケアラーへの対応について」の調査がありました。

この調査の内容は、保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる要保護児童及び乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童に、ヤングケアラーとして支援が必要な児童がいるか確認するもので、町内には、現在はいないものと確

認しております。

要支援児童やその家族については、乳幼児健診や保健師の戸別訪問、保育所や児童館などで、子どもの状況を観察しているほか、釧路児童相談所、厚岸警察署、各学校、教育委員会、保育所、幼稚園などで構成する厚岸町要保護児童対策協議会において、情報共有を図りながら、把握に努めているところであります。

次に、イの「既に何らかの対策を講じているか」についてであります。現在はヤングケアラーに該当する児童を確認していないことから、講じた対策はありませんが、ヤングケアラーという言葉自体の認知度も一般的に低いといわれているため、その認知度の向上と、正しい知識の普及に関する取組を進めるとともに、介護事業所などから情報を集め、ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（堀議員） 室崎議員の再質問については、昼食休憩後といたします。

なお、一般質問の残時間は44分であります。

昼食のため、休憩します。再開を午後1時といたします。

午前11時46分休憩

午後1時00分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

室崎議員の一般質問再質問から再開いたします。

3番、室崎議員。

- 室崎議員 まず、有明の昆布干場の溢水についてお聞きしますが。有明1丁目ということですね。そこが南北にずっと昆布干場があります。汐見川が南北に走っています。それで、前に大きな溢水があって、干場が泥水かぶったのですが、それは大体中央部から北のあたりで問題になったということですね。それについては、今の答弁にもあったように、十分意を払って、その防止に努めているということでしたので、ぜひそれは続けていただきたい。どんなに立派な水路つくっても、泥やごみで埋まったら、これはどうにもなりませんので、よろしくお願いします。

それで、今回私、特に取り上げようと思っているのは、このいわば南側なのです。南側の1番西側です。そここのところ、136番地から140番地にかけての場所ですが、その奥に今砂防ダムをつくっているという場所ですが、そこから流れ出た水は、山沿いの排水溝を通して、最終的に汐見川に流れ込んでいるということですね。この排水溝がちょっと大きな雨が降ったら用を足さないのです。それで、この排水溝沿いの干場が泥水をかぶるのです。これ、1回や2回ではないらしいのですが、それについては十分把握していますか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問にあった場所ですが、町長のご答弁にもありましたように、春先に大雨が降った際には、その干場周辺に雨水が入ってしまったということで、この箇所については常に沢からの泥水が、素掘り側溝がやはり溢れてしまって、泥水が流入するということで、直営で大雨の予報が出た際には土嚢を積み上げるといったような作業は行っております。

今後、その沢からの泥水が北海道のほうの砂防ダム施行されることによって、泥水はかなり緩和されるものと考えておりますので、そういった意味ではさらに素掘り側溝の維持管理を行いながら、水の対策を図っていきたいとは考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 土嚢も必要だと思うのですが、現場見させていただいて強く感じるのは、側溝が用をなしていないということなのです。もう昆布も終わったから、それで今いいのかもしれないけれども、泥で埋まって草が生えています。これでは、もし雨が流れ出したら、側溝としての意味をなさない、そのあたりにだっと広がりますよ。やはり、そのメンテナンスというか、あるいはもっと言うと、あの幅の側溝で間に合うのかどうか。そういうことを含めて検討いただきたい。

それから、防塵です。これは、この有明昆布干場の1番南側、キャンプ場に近いほうです。そのところで、この筑紫恋道路が大きく梅香町のほうから来ると右カーブになりますね。そのところ、36番地の横から74番地、83番地というふうに、ずっと並んでいます。そこを通って西側に入る道路があります。これが昆布時期、昆布で忙しい時期という海風が吹きますから。1番風上にある道路なのです。これがいにしえ舗装していたのではないかというような状況なのです。ここをもう昆布の朝の時期というのは戦場ですから、どんどんと車が走ります。そうすると、そこから土埃が舞い上がって、風に乗ってこの干場のほうへずっと、いわば道路沿いの土地だけではなく影響及ぼすわけです。

これについても、この所有者の人たちは機会あるごとに言っているのだと言うのですけれども、課長だとかそういう責任者に言っているかどうかは知りません。ただ、うんうんと聞いてはくれるのだけれども、一切物事は前に進まないというわけですから、その現場に行った人が聞いたところで終わりなのかもしれないです。

このあたり、現地をきちんと調査して、それからどのようにしたらいいのかということについての、やはり現場で1番よく知っている人たちからも意見を聞くことが必要だと思うのです。このあたり、どうお考えですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、西側の山からの沢水に対する側溝ですけれども、私も現地確認した中では、かなり側溝自体は断面積小さい側溝であることは確認しておりますし、最近で言うとまだ草がやはり生えて、なおさら断面積が少なくなっているというのも確認はしております。

その上で、ここの道路自体が、非常に町有地自体が狭いところでもありますので、可能な限り素掘り側溝を再度掘るような形を今後考えていきたいと思っていますのでご理解いただきたいと思います。

それから、防塵対策についてですが、今お話しあった道路につきましては、ご質問のあったように、過去にはアスファルト舗装しておりましたが、現在の状況でいうと、かなりアスファルト自体が劣化しておりまして、それ故に全く埃が立たない状況ではないと認識はしております。

ただ、正直私の耳のほうにはそういったような、砂埃が立つといったような相談等が入っておりませんでした。今回、ご質問あったように、そういう事情があるということが分かりましたし、再度現場のほうにもそういった事実があったかどうかの確認した上で、再度現地調査を行いながら、しかるべき対応を取っていきたいと考えております。ただ、こういった方法を取るかというのは、これから検討した中で行っていきたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 どうかよろしくお願いしたい。

それで、最後にちょっと提言的なことを言わせていただくと、昆布干場はここだけではないと思う。似たような話はほかにはないとは言えないですね。そうすると、やはりシーズンの始まる前に当たりに、そういう問題点がないかどうかということを実地の町民の方から聞き取るような、そういうシステムというか、そういうものを考えていく必要があるのではないかと。もし、今の話で、言ってるのだということも本当、それから課長は聞いていないのだということも本当だとすると、途中で途切れているわけですね、話が。そういうことのないようなシステムをつくっていく必要があるのではないかと思うので、これはご検討いただきたい。そのように思います。

それで、次に入ります。

今回、コロナでクラスターが役場が出たら、これどうなるのだということをお聞きしました。そうしたら、厚岸町新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画というのをつくって、それに向かって業務の停滞や、そういうことも起こらない、影響が最小限になるように考えているのだというお話を伺いましたので、大変心強く思っております。

その上で、二、三、お聞きいたします。

今回、私もクラスターが出た場合どうするのだということでお聞きしたのですが、まさかそんなものが実際に起こるとは思っていなかったのです。正直なところ。ところが、他の町で現実になってしまいました。そうすると、厚岸町でも人ごとではないわけです。

それで、こういう事態になるということは、これは災害であるという認識を持つ必要があるのではないかと、そのように思います。地震、津波、火事、洪水というのだけが災害ではないですね。

そういう観点からお聞きしたいのですが、万が一、起きてきたときに影響を最小限に抑えるということを考えれば、仕事のやり方そのものの見直し、抜本的な見直し、そういうものも検討、研究していく必要があるのではないかと、そのように思います。大企業ではリモートワークだとか、それから出社する人を半々に分けて、それぞれの班は接触しないというようなことをやっていますね。そういうようなことも必要ではないでしょうか。

それで、そういうような議論をする前にちょっとお聞きしたいのですが、まず最初にお聞きしたいことは、ソーシャルディスタンスという言葉があります。3密を避けるということで、隣との距離を空けなさいということです。今、私と4番議員の間はこのソーシャルディスタンスは取れていないですね。これは何メートル空けるのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

1メートル程度と認識しております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 1メートルですか。両方が手延ばしてぶつからない程度と聞いていましたけれども。

それで、現在、役場本庁舎での業務を行っている隣との席はソーシャルディスタンスの距離が取れているとお考えですか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 役場庁舎内での執務室でのソーシャルディスタンスについては、完全に取りられているものではないと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 先ほどの話に戻るのですが。これ、厚岸町は役場庁舎が分散していますよね。と言うと、何か怪訝な顔なさるけれども。執務をしている場所が幾つかに分かれています。あみかがあるでしょう。それから生涯学習課は真龍小学校のところにいますね。B & Gがありますね。今、スポーツ課というのか。分かれていますね。そういうような形で、今、執務する場所が本庁舎が狭いですから、ソーシャルディスタンスなんていうことを考えると。であるならば、もう一つ役場つくったらどうです

か。そして、十分距離を取った中でもって業務を行うというようなことも考えられますか。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 現状では、システム、その他の要件等々もございますので、現状においては非常に難しいのかなと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 私は素人考えで、例えば福祉センターの大広間を使って、そこで仕事のできるような人はそっちへ移るとか、そういうことをやって、この本庁舎の人数を減らして距離を取るとか、そういうことは考えられないのかなと思ったのですが、そういうことはできないということなのですね。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

考え方としては、今質問者のとおりだと思っております。しかしながら、現実的にそれができるのかといえば、業務上大変難しい課題であります。というのは、職員が職務をするに当たって、いろいろな機械等もございます。今の時代ですから、昔であれば鉛筆一つでよかったわけですが、今はそういきません。そういたしますと、別の場所に行くということについては、財政的にも大変難しい課題であろうと、そのように考えます。しかしながら、密の問題であります。当然、質問者が言うとおり、十分に町長としても考えていかなければならない課題であると、そのように認識を新たにさせていただいたところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 正面から受け止めていただいてありがたいと思いますが、それと一緒に申し上げるのは、今、大きな企業はリモートワークというのをやっていますね。何分の1かの人は自宅でもってやる。あとはいろいろな機器を使ってやり取りする。隣に座ってなくてもできる仕事というのは幾らでもあるという状況に入っていますが、町としても、やはりそういうことができるかどうか、検討していただきたいのです。難しい、今までやったことがないからできないと言え、何にもできません。ですけれども、このコロナというのは大きな災害なのだと考えれば、災害対策として、そういうようなことが考えられるのではないかと思うのです。あるいは出勤者を半分に分けて、週ごとに代わるとか。いろいろなやり方あると思いますけれども、現に大きな企業はそれやっているわけです。

ですから、行政の場合にはそういうことが全くできないのだと頭からは言えないと

思うので、今、町長おっしゃってくださったように、こういうことも考える時代になっているというふうには思っていたいただけると思うので、どうかご検討をいただきたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、先ほどの質問でありましたけれども、災害であるという認識、これは私も持っております。そういう中で、今回の旭川市における医療問題について、自衛隊が派遣した理由は、災害派遣ということで、医師はじめ看護師を送ったわけであります。災害基本法に基づいて派遣をしたということでございますので、認識としては私と同様です。災害であるということは分かります。

そういう中で、意識改革といいましょうか、こういうコロナ対策の中で、新生活スタイルというのが今いろいろと論じられておるわけでございまして、そういう意味において、職務の在り方についても当然そういうことは考えられることでありますので、十分に心得た中で、今後の課題として、私は今の質問を受けながら今後の業務の在り方、十分に考えていかなければならないだろうと、そのように思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それから、今は距離の話をしたのですが、こうやって抑えてくださいということは、政府は躍起になっていろいろな機会を通じて、テレビの例えばコマーシャルにまで3密を避けましょうというような話をしています。その中でマスクの着用ということも言われていますが、そういう意識で持って、私この何日間か厚岸町の職員の執務状況を見ているのですが、ほぼ全員がマスクをきちんとしてやっていますので、これは意識が高いなと思ひまして。これは私が言うのも何ですが、非常に褒めるべきことではないかと、そのように思っていますので、それを続けていただきたい。

それで、あともう一つ言われているのは、手、指、手指の消毒なのです。それで、厚岸町役場も入口にアルコール消毒液を置いているのですが、ちょっと私自身も興味あって、少し、そんなに長い時間ではないですよ、見ていたのですが、5人入ってきた中で1人だけでした。アルコールで手を消毒している人は。

それで、あそこ目に付かないのです。入口。邪魔にならないような隅っこに置いてありますから。それから、鞆持ってきた人は、鞆置く場所がないので、結局大変なのです。両手を消毒するのは。

これ、事実関係から来庁者に与えるイメージは、置いておかないとうるさいから置いているというだけかなという感じがします。必ずここでもって消毒をしてくださいという強い意志を感じさせる状況ではないということです。これは、やはり考えるべきではないでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） ご指摘をいただいて、ありがとうございます。

玄関に置いてあります。また、それぞれの部署にも置いてるわけでありまして。そういう中で、来訪者につきましても、目の付くところにもっと、自分のことでありますので、手指というのは、消毒というのは。そういう、また他人に迷惑掛ける場合もあるわけでありまして、目の付く場所、また改めて、総務課長が管理者であります、相談しながら今の指摘について正していきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 どうか、よろしくお願いします。

手指の消毒をしないと入れませんよという意思が明確に伝わるような置き方をしたいので、どうかよろしくお願いします。

それで、次にまいります。

ヤングケアラーという、ほとんどなじみのない言葉をあえて使ったのですが、非常に一般的に認知されていない言葉なのです。そのこと自体が非常に問題をはらんでいるわけですが。この、まずヤングケアラーという定義、それを教えてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

国、厚生労働省が示している概念ということですが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護、例えば障がい、病気、精神疾患などがある保護者や祖父への介護などや兄弟も含めた世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもをヤングケアラーということによって定義されております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ケアラーというのは介護する人ですね。その中で、18歳未満の子ども、こういう人がケアラーの役をやっている。これをヤングケアラーというわけですね。

答弁によると、要保護児童、要支援児童を調査したところ、そういうものはないと確認したので、厚岸町には現在いないと、そういうふうに言っているのですが、今の定義と一致しますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） そっくり一致するものではございませんが、子どもの虐待ですとか、そういうものを含めて考えると、この中で組織があるものですので、そう答えさせていただきました。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 私は要保護児童、要支援児童の中にそういう人がいますかと聞いていないです。厚岸町におけるヤングケアラーの実態はどうかと聞いたのです。答えていないではないですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

町として組織している協議会を活用の中で関係機関と連携を取りながら会議を開きながらですとか、把握しているということです、これイコール、町の組織ということで踏まえますと、町として把握しているというつもりであります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 協議会か何か知らないけれども、町の機関でもって話たところ、そこではつかんでいないと。だからないと。あとはどうでもいいと、そういうことですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） どうでもいいということでは全くございません。行政として把握できる限りを尽くしているつもりでございまして、これが全町民を、この組織が全てを見れているというところにも100%言えるとも限りませんので、その組織以外の方々、事業所さんですとか、そういう方の協力も得ながら把握に努めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 どうも認識が違うのです。ヤングケアラーの問題点というのは、本人自身も、自分がそういう立場にあるということを認識していない人が多いと言われているのです。それから、18歳未満ですよ。大阪府での調査がありまして、そこでは高校生で調査しています。相当の数がいるのです。20人に一人と言われている。厚岸町でそういう調査しているのですか。ないとはっきり言う以上。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） このたびの町長の答弁でございすけれども、実は令和元年7月に厚生労働省から要保護児童対策地域協議会を通した中でのヤングケアラーの調査ということで、その調査に基づいた中でお答えをさせていただいたということでご

ざいます。

その中では実態はつかめなかったということなのですからけれども、議員ご質問にあるとおり、国が12月にも、この全体的な調査を全国的に行うというふうな報道がなされております。ただ、今のところまだ、この件につきましては、細かい、詳細なことについては、市町村のほうには降りてきておりません。

厚岸町としても、この調査が全国的に、おそらく、都道府県を通じて行われるものと思いますので、その辺、実態をつかむべく、その全国的な調査に基づいて、実態把握、また、もしいた場合については、その対応について検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 どうも福祉課自身がヤングケアラーという概念、きちんとつかまえていないのではないかという気がしてしょうがありません。今、副町長がおっしゃったような話で分かりましたので、これまずヤングケアラーってどんなものなのか。そしてそういう人が隠れてないかどうか。これについて、やはりきちんとした認識のもとに調査してください。お願いいたします。

それで、この就学児童生徒、その中に、今大阪府では高校生20人に一人というような数字も出ましたので、相当大的な数でヤングケアラーという概念に当たる人がいるわけです。これは学業にもいろいろと影響が出ますし、本人の心身の発達にもいろいろと問題が出る、そういう年代です。

これを1番よく実態が把握できるのは、担任の教師だと言われています。教育委員会はこういう問題に対してどのような認識と、どのような対応を取っていますか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） お答えいたします。

今回、ご質問いただいてヤングケアラーという言葉の存在に気づかされたというのが正直なところであります。

ただ、学校現場は、ヤングケアラーという言葉はちょっと別にしても、日頃から子どもたちの、例えば不登校の問題あるいは虐待の問題、そういった問題の影にこういったものが潜んでいるのかという、そういう調査といいますか、理解する努力は常にしております。日々、子どもはいろいろな姿を見せますので、その背景にあるものは何なのだろうという把握には努めているつもりでございますが、今回、ご質問いただいて、このヤングケアラーの定義に当てはまる児童生徒が町内に現在いるかということで、正式な調査ではありませんが、学校に問い合わせをしたところ、今のところ該当する者はいないという回答を得ている、そういう状況でございます。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 分かりました。

ただ、いずれにしても、こういうものは調査する側、あるいは手を差し伸べなければならない側の認識がちょっとでも陰ると、全部隠れてしまうのです。だから、ないという話をなかなか信用することができない。特に今の答弁聞いていると、ヤングケアラー聞いているのにほかの話するようでは、もう話にならないのです。ですから、こういうものについて、既に自治体で厚労省の調査に先駆けて動いているところもあるようですので、そういう、いわば先進地域の状況を見ながら、厚岸町としてもいろいろな施策を進めていただきたいと、そのように思うのです。

その上でもう一つお聞きしますが、このヤングケアラーだとか、そういう話をするときに、18歳未満の若者という定義なのですが、実はその中には中学校で高校に進学しないで社会に出た、そういう年代の人たちがいます。これについては、学校に調査しろと言ったってできないですよ。誰がどこでどういう調査をして、そういうときに困っている人に対して手を差し伸べることになっているのか。これについてもお答えいただきたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長）お答えさせていただきます。

調査するということでの決まった定義、考え方はございませんが、福祉課でいきますといろいろな訪問ですとか、そういうようなときに把握に努めているところということでございまして、そういうピンポイントでの調査というのはできていない実態ではございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ヤングケアラーという概念をきちんと認識すれば、そういう落とし穴があるということも分かるはずです。そういうところに対して、訪問をしたついでにというような話ではなくて、やはり調査をするという全体的なシステムをつくっていかねばならないと思います。その点についても、今すぐないのであれば、どうしたらいいのか、検討いただきたい。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田町長） 12月にも国で行われると言われている調査でございすけれども、現在のところ、教育委員会に調査票を配付をして進めていくのではないかと。それで調整をしていると私どもは認識しております。

ただ、この中でもいろいろと議員言われるとおり、高校生だけでいいのか。当然、その中には中学生のそういったヤングケアラーと言われる子どもたちもいるのではないということもございすので、その調査方法、国からまず詳細なもの配られた上で、町としてそれに付け加えた中でできるのかどうか、それも含めて検討してまいり

たいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ぜひお願いしたい。

それで、介護する人、ケアラーです、これに対する支援というのは、実は介護保険ではすっぱり落ちていた部分なのです。新オレンジプランというものを何年か前に政府が発表しましたが、その中で初めて認知症要介護者に対して、その介護をする人の支援という言葉が出てきたのです。それまで公的なものには全く出てこなかったのです。

今回、そのヤングケアラーというのは介護をする人の中でも非常に問題のある部分ということで厚労省がやっと重い腰を上げたわけです。そういうことを十分認識なさって、厚岸町として、国は全国でやりますから、ある程度目が粗くなるかと思いますが、厚岸町としてどうするのかということについて考えていただきたいのです。

それで、厚岸町ではみんなすこやか厚岸21という立派な計画書を持っていますね。そこではヘルスプロモーション、自分たちの健康は自分たちで守ろうという考え方で、それから各ライフステージに応じた支援を行うのだということを理念としていますね。そういう理念からいくと、このヤングケアラーというようなものが、やはり落ちてはいけないことだ、そのように思いますので、ぜひお願いしたい。

そういうことで、今いろいろとお話しを伺いましたので、また機会を改めてどのようにになっているかお聞きしたいと思いますけれども、どうか強力に施策を進めていただきたい。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狹町長） 私から大事な課題でありますのでお答えをさせていただいておりますが、ヤングケアラー、実は今介護の問題だけを論じているようでありますが、いろいろな世話をしている18歳未満の子どもたちと、私はそういう認識をさせていただいておるわけであります。

そういう意味において、今副町長からご答弁がありましたとおり、調査をしなければならぬことが出てくるわけでありますので、十分にきめ細かい調査になるように、担当課に指示をさせていただきたい、そのように考えますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 以上で、3番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

まず最初に、防災基本協定についてです。

釧路管内 8 市町村防災基本協定が2012年 9 月24日に締結されました。どのような取組や協議がなされていますか。

アとして、「目的」「規模」「構想」は、具体的にどこまで進んでいるのか。

イ、第 2 条の「平常時における相互協力」に実施しているものは現在あるのか。

ウとして、第 4 条に「応援の種類」が記されています。かなり大がかりな内容になっていますが、どのように準備し、現在はどうなっていますか。

2 として、介護保険制度についてです。

来年は介護保険事業計画が 8 期に入るがどのように変わりますか。

アとして、総合事業について要介護者を対象とする改定が市町村の判断により可能になると言われていますが、町としてどうしますか。

イ、介護保険は高齢者の負担能力を超えています。保険料の負担の抑制が必要だと思いますがどうですか。

ウ、利用者負担はどうなりますか。

エ、町内の介護従事者の待遇改善をどうしていきますか。

3、コロナ対策についてです。

第 3 波の感染拡大に対して厚生労働省から「高齢者施設等での検査の徹底」の要請が自治体に出されました。町としてどうしますか。

2、介護施設などの職員に対して、定期的に P C R 検査を実施している自治体も出ています。重症化しやすい高齢者を守るためにも必要だと思いますがどうですか。

これで、最初の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2 番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の「防災基本協定について」、(1) の「釧路管内 8 市町村防災基本協定が 2012 年 9 月 24 日に締結されたが、どのような取組や協議がなされているのか」のうち、アの「目的、規模、構想は、具体的にどこまで進んでいるのか」についてですが、釧路管内 8 市町村防災基本協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市町村が相互に協力し、災害対策の強化、災害が発生した場合における迅速な応急活動の実施による被害の軽減と、被災者の救護体制の確保を図ることにより、提携市町村住民の福祉の増進を目指すものであります。

現在も、この協定に基づき、平常時及び災害時における相互協力を行っております。

次に、イの「第 2 条の平常時における相互協力で実施しているものは現在あるのか」についてですが、釧路管内 8 市町村防災基本協定を締結した際、釧路管内 8 市町村のほか、釧路開発建設部、釧路地方气象台、釧路総合振興局を加えた「釧路管内防災・減災対策連絡会議」を設置し、防災・減災対策に係る意見交換や各市町村における取組状況の報告を行い、各市町村が抱える課題の共有、問題解決に向けた意見交換を現在も行っております。

次に、ウの「第 4 条に、応援の種類が記されている。かなり大がかりな内容になっ

ているが、どのように準備し現在はどうなっているのか」についてであります。第4条では、災害時における相互応援の内容を規定しております。応援を実施するための準備といたしましては、例えば、資機材や生活必需品等の提供に関しては、それぞれの自治体が備蓄しているものを活用するため、相互応援のために準備している状況にはありません。

実際に、この協定に基づき、平成25年9月の台風18号により、当町の全域において断水が発生した際には、鶴居村から給水車1台と人員の派遣を受けておりますし、弟子屈町からは4,000本の飲料水の提供を受けております。

また、平成30年3月の大雨被害の際は、標茶町に対し、管内市町村が約1,000枚の毛布を提供しております。

今後においても、管内で災害が発生した際は、この協定に基づき、相互に協力し合い、防災対策に当たる所存であります。

続いて、2点目の「介護保険制度について」、(1)の「介護保険事業計画が第8期に入るがどのように変わるのか」のうち、アの「総合事業について要介護者を対象とする改定が、市町村の判断により可能になると言われているが、町としてどうするのか」についてであります。現在、介護予防・日常生活支援総合事業では、事業対象が主に要支援認定者及び基本チェックリスト該当者とされておりますが、要介護認定を受けるとそれまで受けていた介護予防や生活支援サービスの利用が継続できなくなるとの課題があったため、令和3年度に向けた見直しでは、市町村の判断で要介護認定者を含めることが可能とされたものでありますので、計画策定に当たり検討を進めているところであります。

次に、イの「介護保険料は高齢者の負担能力を超えている。保険料の負担の抑制が必要だと思うがどうか」についてであります。現在の第7期介護保険事業計画期間において、当町の介護保険料は、基準となる第5段階の保険料を月額4,600円とし、釧路管内では最も低く設定しておりますが、これは第7期の計画策定時に積み立てられていた約1億1,900万円の介護給付費準備基金の活用ができたことによるものであります。

令和3年度からの第8期介護保険事業計画における介護保険料については、現在、算定作業を行っているところでありますが、保険料算定の基本は、当町で利用される介護サービス給付見込みの総額から算出されるものでありますことをご理解願います。

なお、低所得者の保険料軽減措置については、消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得階層第1段階の保険料は基準額に対する割合を0.5から0.3に、第2段階では0.75から0.5に、第3段階は0.75から0.7にそれぞれ軽減されており、この軽減措置は継続される見通しとなっております。

次に、ウの「利用者負担はどうなるのか」についてであります。令和3年度からの利用者負担割合は変更ありませんが、施設サービスや短期入所サービス利用者のうち、低所得者の食費と居住費が助成される特定入所者介護サービス費の制度が見直され、保険料の所得段階に合わせ、負担能力に応じた負担とするため、現在4段階に分けている補足給付段階を5段階とし、所得段階間の均衡を図るとしてあります。

また、高額介護サービス費の自己負担限度額の段階について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額の基準に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、特に負担能力のある高額所得者について限度額を引き上げる改定が行われるとされておりますが、詳細については今後示される予定となっております。

次に、エの「町内の介護従事者の処遇改善はどうしていくのか」についてであります。国においては、介護事業所がそれぞれ勤務するスタッフの賃金を改善した場合の処遇改善加算等は今後も推進することとし、さらに若者や潜在介護福祉士の確保、外国人材の受入環境整備、介護ロボットの活用等の人材確保対策を推進するとしております。

当町においては、既に町内の三つの事業者で処遇改善加算を受けており、さらに人材の確保等、介護従事者の処遇改善つなげる取組の情報収集に努め、各事業者とも連携し対応策を検討していきたいと考えております。

続いて、3点目の「コロナ対策について」のうち、(1)の「第3波の感染拡大に対して厚生労働省から、高齢者施設等での検査の徹底の要請が自治体に出されたが、町としてどうするのか」についてであります。厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの連絡を受け、令和2年11月27日付けで、北海道が各市町村に通知した「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」の内容は、一つ目は、市町村所管の高齢者施設等に対し、入所者または介護従事者等で発熱等の症状を呈する方を確認した場合には、速やかに協力医療機関や、かかりつけ医、もしくは保健所に連絡するよう周知すること。

二つ目は、高齢者施設等の入所者または介護従事者等で発熱等の症状を呈する方については、必ず新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施すること。また、当該検査の結果、陽性が判明した場合は、当該施設等の入所者及び介護従事者等の全員に対し、原則として検査を実施すること、とする内容であります。

町では、重症化リスクが高い高齢者施設等の感染拡大は重要な課題であるため、町内の対象事業所に速やかに周知するとともに、本通知に該当する事案が発生した場合は、釧路保健所の指示のもと、通知に従った対応をすることとしております。

次に、(2)の「介護施設などの職員に対して定期的にPCR検査を実施している自治体も出ている。重症化しやすい高齢者を守るためにも必要だと思うがどうか」についてであります。釧路地域における検査の実施については、釧路保健所が指定する感染症指定病院及び二次救急当番病院の医師の指示に基づき行うものと、11月25日に開設された釧路PCR検査センターにおいて医療機関からの申し込みにより受検者がドライブスルー方式で検体を採取し、民間検査機関で検査を行う二つの方法がありますが、いずれも行政検査として実施しているものであります。

なお、検査の実施に当たっては、検体の採取、運搬、陽性となった場合の対応など、非常に緻密でデリケートな取り扱いが必要であり、当地域では釧路保健所の指導、管理のもと以外の任意で行う検査はできない現状であります。

以上でございます。

●石澤議員 まず最初に、防災基本協定のことについてなのですが、これが結ばれてからも2012年、これは3.11の問題を受けてからできたものだと思うのですが、その後、こういう点が変わったとか、そういうものというのがありますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 防災基本協定につきましては、この2012年に締結したもののから内容的には変わっておりません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 いろいろな今取組が出されていまして。釧路、標茶とか出されていたのですが、今、厚岸の場合、この厚岸だけでなく、釧路、それから浜中、白糠、釧路町とずっと、もう30年に入ったと言われている津波、大地震の問題が出されています。それに対して具体的な訓練とか、そういうような取組というのはどうなっているのですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず、当町におきましては例年実施しております非難訓練、こちらの設定をそれ相応の地震が発生するだとか、津波が訪れるというようなことで訓練のほうはやっております。また、他市町村におきましても、詳しい状況は私押さえておりませんが、それらを想定した中で訓練はしているものと思っております。

ただし、今年国が示した日本海溝千島海溝沖沿いの規模に準じた形で今年訓練をやったかという、まだそこまではいっていないのかなと。この規模に合わせて行うとするならば、多分、来年度以降の訓練が該当してくるのではないかと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ここに岩手県遠野市の取組というのがあります。多分、ご存知だと思うのですが、3.11のときに自治体がどういう状況になったかというのを含めて、地震の起きる7年ほど前から遠野市が主体になって後方支援という取組を行っていました。ずっと、時間をかけて。そして、その中で津波被害における後方支援拠点整備構想を立ち上げて、沿岸市町村を含め、9市町村による三陸地域地震後方支援拠点整備推進協議会というのを立ち上げて、ずっとそういう取組を進めてきたのですが、この釧路管内に、もしこの沿岸が地震に襲われたときの後方支援の拠点になる自治体というのはどこだとか、そういうような話し合いはどういうふうになっていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） その辺の内容までの話は詰めてはおりません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 もう、そこの目の前に、明日かもしれないと言われている地震の問題があります。そのときに、1回や2回で、その全体でやる訓練ですから、そう簡単にいかないのは分かります。来年後と言っていますが。

この遠野での取組を見ますと、救助の初動は5分、10分が大切であることを念頭に県レベルも含めて二度の大きな防災訓練を行っています。そういう話し合いの中で、被災現場では法律も制度も関係なく瞬時に判断、行動することが重要になると。被災現場の意識と後方支援をする自治体の意識間のずれがあることは事実で、これを埋めることが後方支援では特に重要であるとなっていました。遠野では、この県を上げての訓練の中で、平成19年に岩手県総合防災訓練、それからみちのく、平成20年に自衛隊も交えた訓練をされています。そういうようなことの、その3年後です。3.11が起きたのは。もう目の前で起きていました。その訓練があったので、遠野市も庁舎が、1階が柱が折れる状態になったのですが、この訓練のもとでスムーズに動けたという話があります。

この海岸淵、釧路市にしても、それから釧路町にしても。浜中、厚岸、白糠。そういう町を抱えている、この地域で、その後方支援についての話し合いとか、その地震対策の話し合いが持たれていないということが非常に問題だと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 確かに後方支援、そのものに関する話し合いというのはなかなかされていない状況にはあります。ただし、先ほど町長からの答弁でもありましたけれども、この8市町村プラス他の機関を交えた連携会議、このほかに同様の会議、ちょっと名前、構成員が全然違うのですけれども、そのような会議の中でも年に何回となく情報交換や問題点等の話し合いは、実際はしている状況にはあります。ただし、後方支援に限った部分に対しますと、現状では話し合いはできていないというのが実態です。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 この後方支援というと、何か関係ないようなという感じかもしれません。それぞれの自治体で訓練をして災害に備えればいいという感覚なのかもしれませんけれども、この道東沖全体で考えていかないと、今これから起きるといふ地震災害、津

波に対しての対応というのはできないと思うのです。多分、ここの自治体自体が制御不能になってしまうことも最低考えた上でやっていかないと、そのためにも、やはり町長にも頑張ってもらって、この管内でそういうことを進めるという先頭に立ってほしいなと思うのですが、釧路市もあるのですけれども、やはりここは厚岸町の頑張りどころではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今は連携協定についてのお話しもいただいたところではありますが、これは管内だけの問題ではないと思います。今、ご指摘がありました千島海溝大地震、実はこれも4月に発表されたわけではありますが、びっくりいたしました。特に名指しで指摘をされたところでもあります。と言いますのは、厚岸と浜中は震度7の地震が来るということでもあります。

これに、それではどう対応するのかということではありますが、今、危機対策室長からお話しがありましたとおり、これはなかなか、以前議会においてもいろいろな防災対策についての議論がされておったわけではありますが、やはりまず命を守ることの中で、それぞれの8協定があるわけではありますが、さらに今日困っておりますのは、新型コロナウイルスです。これに伴う避難所をどうするのか。あるいは非難対策をどうするのかという新たな課題もあるわけでございまして、今年の防災訓練におきましては、この新型コロナウイルス対策も含めた防災訓練をさせていただいたところではありますが、やはり残念なことに、今まで考えておりました避難所の数だけでは間に合わないという現実があったわけでもあります。

この問題についても、早急に対応するように危機対策室にお願いをしているところですのでございまして、新たないろいろな課題がのしかかっております。

しかしながら、4月に発表された大震災はもう切迫性があります。そういう意味においては、早急にこれらの問題、そしてまた議会での論議を踏まえた中で、いろいろと対応していかなければならない、そのように考えます。

それと、今8協定、これは管内だけの問題でございまして、大震災が起きましたら、日本海から千島列島まで、北方領土まであるわけでございまして、それぞれの自治体が大変な事態になることは間違いないわけでありますので、この点、協定はありますけれども、それでは協定が生かされるのかといえなかなか、協定は結んだものの難しい課題があるだろうと思っております。

それから、もう一つは長期にわたる避難所の関係ですが、今、指示をしておりますが、やはり弟子屈町のホテルを借りて、長期滞在になった場合は、そこで非難をするということも考えていかなければならないだろうと、私はそう思っておりますので、新たないろいろな課題が次から次へと状況は変わってくるわけでありまして、それにどう対応するかということで、今早急に対応していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 コロナという、これも災害です。コロナのもとでこういうことが起きたら、それこそ大変なことになりますので、ぜひできる限り、早くに対応をお願いしたいと思います。

なんせ、後方支援の場所が、どこにお願いするかもあると思うのです。多分、津波の来ない場所ということになれば鶴居とか標茶とか、それから別海とかも出てくるのでしょうか。別海は根室なのですけども。そういうようなことも含めて、自治体に話し合いの中でやっていくしかないのです、それらも含めてやってもらいたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） その問題も検討の中で、いろいろと先ほど、若干例を取りましたけれども、弟子屈町との問題もお話いたしましたけれども、それぞれの被害が想定されない内陸部等についてもどうするのか。

やはり、実は今4月の中央防災会議で発表されました日本海千島海溝大地震の中で、今細かいお話しをされております。そういう中で、実は釧路市の市長が、北海道で北海道知事と釧路市長が委員になっております。この前、その委員の一人である釧路市長とともに、こういう課題があるということで、いろいろとお互いに、我々町村と話合ったわけではありますが、今後国のほうもそういう細かい点も含めたものが公表されるであろうと思っておりますが、とりあえず今ご質問がありました内陸部との関係、これらも我々としては当然考えていなければならないだろうと。

しかし、今お話しいたしましたとおり、これは厚岸だけの問題ではないだろうと。やはり、大地震が来たら、各自治体がそれぞれ、その事情が異なるか分かりませんが、少なからず被害が、海岸線はあるわけでありますので、そうすると特定の自治体との協定についてどういうことができるのか、そういう点も考慮しながら考えていかなければならないだろうと、そのように思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そのとおりだと思うのですが。災害の法体系は国、県、市町村が縦の流れで成り立っていますが、その弊害というのはこういう大地震起きた場合というのは弊害のほうが大きいと思うのです。被災地からの要請を前提にした災害救助法なのです。そういう問題もあります。行政機能が失われた被災地には効力を発しないと思います。支援自治体による水平な取組、横のつながりがとても大事になってくると思いますので、それも含めてきちんと対応していただきたいと思います。

支援に当たって、医療の医、仕事の職を入れて、医、職、住の言葉が活動の中で生まれたというのは、これが遠野市の取組のことです。遠野市の取組は決して人ごとではないと思います。厚岸町でもそれを含めて、管内、それから道、国に対してもそう

ですが、自衛隊もいれば警察、消防があります。その全ての人たち、それから地域の人の力を借りながら、どういう方向で進めていくかをもう一度検討してください。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、遠野市の在り方というものの説明いただきました。そういう先例的な例もあるわけでありますので、当然それらも踏まえて、厚岸町としても対応していかなければならないと。

それから、後方支援の関係であります。先ほどお話しすればよかったわけですが、実は友好都市の村山市と防災協定結んでおります。その点、村山市ともさらによく話し合っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それも含めてつながりでよろしく願いいたします。

次に、介護保険の問題に移ります。

総合事業に向けての中にあつたのですが、要介護認定を受けるとそれまで受けていた介護予防や生活サービスの利用が継続できなくなる等の課題があつたためとありますけれども、要介護に移るということは、それだけで、その介護の状態に進んでいるということなのですが、それを介護予防や生活サービスで対応するということの含みなのですか。これはどういうことですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

要介護から要支援の移行ですけれども、やはり要介護認定を受けていた方であつてもリハビリですとか、そういうことをすることによって体が回復し要支援に移行することもあり得ます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 要支援から要介護になって要介護認定を受けると、それまで受けていた介護予防や生活サービスの利用が継続できなくなるという課題があつたためとなつていますが、要介護認定を受けるということは、その人の介護認定の状態が進んでいるということですよね。違いますか。それが介護予防や生活サービス支援の利用が継続できなくなるとの課題があつたというのですが、これはどういうことなのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 先ほど、私の答弁にちょっと違いがあって、大変申し訳なく思っております。

国のほうから、やはり要介護認定を受けるとそれまで受けていた介護予防、生活支援サービスの利用の継続ができなくなるという課題がありまして、国からこれを3年度から見直しできるというような改定がありましたので、当町といたしましても市町村の判断として要介護認定者を含めることは可能であると国から示されておりますので、今の計画に当たって、これを取り組むための検討を進めているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 これは介護サービスの内容が低下するということですか。要支援の希望に基づき従来のホームヘルパー、デイサービスがそういうことができなくなるということですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 町長の答弁の答えているこの部分でございますけれども、質問者から総合事業について要介護者を対象とする改定が市町村の判断により可能になったのです。なぜ、こういう改定を国が行うのかということについて、先ほど町長がお答えしたとおり、事業対象が主に要支援認定者及び基本チェックリスト該当者とされておるところ、要介護認定を受けるとそれまで受けていた介護予防や生活支援サービスの利用が継続できなくなる、こういった課題がこれまでの制度の中でありましたので、国としてその後、要介護、令和3年度に向けた見直しの中で、市町村の判断で要介護認定者を含めることが可能になりましたよということで国からの通知があったと。厚岸町として、この国の通知に基づいて、見直しに基づいて、厚岸町としても計画策定に当たって検討を進めているところということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 要は要介護の必要な人も、今まで要支援ですよ。その人たちは。国は要介護の人も含めて緩和サービスが住民主体型サービス等に含めてしまいなさいよということですが、今まで要介護だった人も、その要支援に入ってしまうということになるのですか。それ、総合支援、国の出したやつはそういうことではないですか。厚岸町の場合は要介護認定の人はきちんと要介護のサービスを受けられるようにするという事なのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今般の改正では、要支援から要介護に移行した場合は、今まで受けていましたサービスが受けられなくなる不都合が生じたことに伴う改正と認識しております。

現在、当町の総合事業サービスにおきましては、要支援から要介護に移行した際には利用できなくなるサービスというものがない現状でございます。これは現時点で当町の総合事業のサービスにおいて、様々な主体によるサービスがないということによるためです。

ですので、今後は町は要介護者を対象にする判断はできませんが、引き続き、社会福祉協議会に委託している事業などもあるのですけれども、生活支援コーディネータという事業もあります。そういうところとも連携しながら様々な主体が参加できる支援を発掘できるような充実に努めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 今までどおりのサービスを受けることができるということなのですね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 一部そのようになることはできるということを検討しております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それで、訪問看護師などによるデイサービスとか、それからサービス価格とか、そういう問題もありますが、そういう訪問看護やサービスもそのとおり受けていくことができるということと、それから介護予防生活支援サービス事業及び介護予防ケアマネジメントに対しても総合事業の中にありますが、要介護者までは拡大しないということですね。介護予防生活支援サービス事業及び介護予防ケアマネジメントについては、要介護者までは対象に拡大をしないと思っていいのですね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 逆に拡大すると認識しております。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 考え方として、ご質問者のおっしゃられていることと逆です。要は、今までは総合事業、幾つかおっしゃられましたけれども、そのサービスが要支援の方に限られていた。これが今回の見直しによって要介護者もこの、先ほどいろいろとメニューおっしゃられましたけれども、このサービスが受けられる。要は拡大です。考え方として。今まで要支援者に限られていたものが要介護者も対象にする

ことができるということなのです。ですから、サービスが要介護者の方にも広がったと、広げられたと、拡大されたとご理解いただければいいかなと思います。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 それはいいことなのですか。総合事業ということの中に要介護者も入る、入ってしまうのですよね。国が、自治体もそれが可能だと、やれとは言っていませんよね。自治体の判断で可能になるということですよ。要介護者の人にとって必要なサービスや、それからそういう支援というのは、そうすると全く違ったものになるのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） これまでの要介護者についてはこれまでのサービスを受けられつつ、要支援に限られていたサービスも要介護認定者として受けられるということでございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 総合事業ということで、私はサービスが低下するのかなと思っていたのですが、そうではないということですか。内容が充実するということになるのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 総合事業自体のサービスはこれまでと変わりません。その対象者が要介護認定者にまで広げられたということです。要介護者も今までの要介護者へのサービスも受けられつつ、この要支援者に限られていた総合事業、今後も受けることができる、対象者にもなったということでございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 何かだまされているような、納得いかないような感じなのですけども。不思議な感じです。これ。中身が充実するというふうに考えていていいということなのですか。そういうことなのですね。でも、それで不都合が起きた場合に対する対処もきちんと総合事業の中で、支援を受けていた方たちに対しての聞き取りも含めて、町のほうできちんとやるということなのですね。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 国の方針として、市町村の判断で要介護、総合事業にも要介

護認定の方が対象となるということでございますので。ただし、厚岸町としてその要介護者の受けられるサービス、これももう一度検討もした上で、今後受けられるサービスをどのように町として考えていかなければならないかという課題はありますけれども、いずれにしても要介護者認定としては、これまで受けられなかった総合事業を受けられるわけですから、厚岸町としてはこのメリットを生かして検討していかなければならないと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ケアマネージャーとか、それからそれに提供受ける人たちの話とか、それもきちんと把握した上で、その事業の内容を進めていってほしいと思います。

それから、次なのですが、保険料の問題なのですけれども、軽減になっていますが、今回、前期のときは、第7期のときは積立金が1億1,900万円、準備金があったのですが、8期のときの介護給付準備基金というのは幾らくらいになっていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

9月現在の基金の残高ということでお答えさせていただきますが、6,900万円ほどございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 これは3年に変わるときに、必ず3年目にきちんとその基金を使いなさいというふうになっていると思うのですが、それも含めた上で、今答えた低所得者の軽減がされるということでいいのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 今後におきましても、引き続き、低減してまいります。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 今現在の厚岸町の介護保険料につきましては、町長が答弁したとおりでございます。4,600円、この金額については、現状では管内でも最も低い設定となっております。

今現在六千数百万円の基金がございますけれども、これは当然活用しながら、現在、この4,600円がどうなるのかということについては、今計算中でございます。いずれにしても今年度中、遅くとも今年度中には絶対にその保険料を決めないとならないわけですから、できる限り、この4,600円と齟齬のないようにしたいと思います。

れども、まだ、あくまでも計算中でございますので、今後のサービス料等々も含めて考えなければならない部分と考えております。

ただし、先ほど町長が答弁しました軽減措置、これは今でも継続されておりますので、これはこの軽減措置については、町としても継続をした上で、今後の介護保険料について決定をしていきたいと思っております。

当然、その内容については、議会のほうにも説明をしなければならないと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 これがもし値段が上がるようになると、やはり年金生活者とか高齢者にとってはすごい負担になるのです。介護保険が最初は社会で、介護は社会で見ますといって家族の介護負担を軽くするために社会が介護を行うということで始まった介護保険です。だけど、今は詐欺かと言いたくなるくらい金額も上がり、生活も大変になっていることで介護保険を使えないという方も出ているやに聞きます。その上で、どうしても上がるときに一般財源からの繰入は法的に可能となっていますが、その辺はどう思っていますか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） これまでも町として必要な繰入行ってきました。これは国で基準が定められておりますので、町としてはその基準を守りながら、これまでどおり負担部分については繰入を行っていききたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それはぜひお願いしたい。低所得者に対しての繰入だと思うので、それはぜひお願いしたいと思います。

それで、利用料に関してなのですが、食費の問題、それから利用料の問題で事業所に入っている方たちに対しての負担が増えるという話が出ているのですが、厚岸町の場合どういうふうになりますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

一部、高額所得者の方につきましては、負担が増えるということがございますけれども、そのほかは現状どおりの予定でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 高額所得者の限界はどれくらいなのか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現行では4段階のうち、三つ目の段階のところでございますが、世帯全員が非課税、市町村民税が非課税以上が本人が年金収入の80万円を超えるというところが、これが二つに分かれて、現行の80万円以上200万円以下と、失礼しました、80万円を超えて120万円以下と、120万円を超える収入というふうに二つに細分化されるということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 120万円というと、世帯の収入ですよ。本人の収入ではないですよ。世帯の収入で120万円が高所得者になるということなのですか。その80万円とか120万円の人たちは今の納めている利用料で済むということなのでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 金額につきましては、世帯全員が120万円以上なのか以下なのかでございます。負担については今までと変わるものではありません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 世帯全員が120万円といいましたら、その残された方の生活費ってどこにいつてしまうのでしょうか。お子さんと暮らしている方もいらっしゃると思うのですが、それも含めて世帯全員が120万円なのか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 説明不足で申し訳ございません。

非課税の場合は世帯全員が非課税か、年金の方については本人の年金収入が120万円を超えるか超えないかということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 その人たちは今までどおりということなのですね。そのことで、それ以上の方のサービスに対しては、負担が多くなるということなのですが、どのような形になってくるのでしょうか。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

午後 2 時35分休憩

午後 2 時39分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 貴重なお時間を取らせて、大変申し訳ございませんでした。

どのような人かということでございますけれども、従来、世帯全員が市町村民税非課税であって、ご本人の年金収入が80万円を超える方というところだったのですが、それが二つに細分化されまして、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入が80万円から120万円の方と、それともう一つが、120万円を超える方というふうに分かれた、対処したということでございます。ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 そういう方たちの負担増にならないように、それも含めて介護計画を立ててもらいたいと思います。

そして、それからコロナのほうに移ります。

5 分くらいになってしまったのですが、国からの通知が出ています。一応、これでは保健所の指導管理のもと以外の任意で行う検査はできない状況にありますとありました。ただ、クラスターが起きているところの方たちの話を聞くことができました。毎日、毎回、一人一人に対して手袋、そしてマスク、それから防護服、全て取り替えてもクラスターは起きるのだそうです。毎日一人一人に対してです。そこにおける手袋もそうです、全部足りなくなっていく状況になっています。

それも含めて、外から持ち込まれるということを含めて、PCR検査をするということは、ある意味、防御になると思うのです。そういう意味で、神戸とかそういうところでは、神戸は大きな街です。でも、人数はたくさんいます。それに比べて厚岸町は厚岸町の段階でPCR検査を定期的に受ける。例えば、それからショートに入ってくる方に、2 日くらい前に行って検体を取るとか、そういう意味でクラスターを抑えるということがとても大事なことだと思うので、もう一度検討してほしいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

PCR検査を受けて、また何日かたつと、またPCR検査をしていかなければなら

ないというところもございます。現状といたしましては、まずそれらの発熱ですとか体調の変化にいち早く気づくことが重要かなと考えておりますので、そういう検査の行政的な対応、行政検査というところも踏まえて、迅速な対応を図っていききたいなと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、その対応をしてください。罹ってしまった、クラスターになってしまった人たちというのは、もう疲弊しきってしまっています。厚岸の場合は少ないですよ。心和園と、それから田中医院と、そんなにないです。その方たちに、何かが出たら、厚岸自体の介護の仕事、介護の現場はもう終わってしまいます。ですから、国の予算措置も付いていると思いますので、それも含めて、ぜひやってほしいと思います。お願いします。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 感染予防対策に嚴重に取り組んでまいりたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、2番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、7番、杉田議員の一般質問を行います。

7番、杉田議員。

●杉田議員 質問通告書に基づき、若干前置きをさせて述べさせていただきながら、次のとおり質問させていただきます。

平成19年3月、当時人口約1万2,000人の夕張市は法に基づく財政再建団体となりました。財政再建計画を策定する上で、抜本的な事務事業の見直しを図り、必要最小限の事務事業以外は中止、縮小したほか、人件費などの抑制も行いました。その過程で、従前どおりの行政サービスの提供が立ちゆかなかったことを踏まえ、住民の中から自分たちのまちは自分たちでつくり上げるという自立の発想が芽生え、それを実践する場として夕張再生市民会議を立ち上げるに至りました。

この夕張市の経験は、ほかの様々な要因もありますが、人口減少、高齢社会にあると同時に、国からの交付金や多くの補助金に頼る日本全国ほとんどの市町村においても他人ごとではないと思います。

厚岸町においても、少子高齢社会に備え、健全、適正な財政運営、事業策定に努められておりますが、合わせて住民の自らまちづくり意識の向上が求められることと思います。

その上で、次のとおりお伺いいたします。

「協働のまちづくり」についてでございますが、（１）人口減少・高齢社会において、協働のまちづくりの理念は、今後のまちづくりの根幹をなすものと考えます。改

めて、それに関する認識を共有させていただきたいと思います。

アとして「協働のまちづくり」をさらに推進していく必要性、背景についてどのような認識でおられるのか。

イとして、「協働のまちづくり」を推進することによって、どのような意義・効果があるのか。

ウといたしまして、現状における課題は何かということでございます。

次に、まず今後の感染症対策についてでございますが、現在の新型コロナウイルスでございますが、これはいつまで続くのかという問題でございます。

先が見えない現状に、日常生活においてはあらゆる行動が制限され、生産経済活動においても、投資や購買意欲の減衰により、悪循環を招いています。インフルエンザウイルスに対する警戒と相まって、まだ当分は収まりそうにありませんが、収束の目標というものを立てるべきではないかと、私は思います。いつまでに閉じ込めるといった目標があつてこそ、様々な対応ができ、その対応も継続できるものだと思います。また、思い切った対応もできるものだと思います。

このコロナウイルス禍の禍でございますが、禍、まなごとということでございます。調べてみますと、災難の災と異なりまして、この禍は、人為的な原因によるものに多く使われることが多いようです。人為的な原因であるならば、人為的に解決しなければならぬものであつて、人為的に積極的に解決、収束できるものと私は思います。

ということで、（１）新型コロナウイルス感染症禍において、感染収束の見通しをどのようにみているか、町の見解を求めます。

アとして、ワクチンの配備。

イ、医療機関への支援。

ウ、日常生活、経済活動への要請・支援。

（２）新型コロナウイルスに限らず、広く感染症予防について、今後、町としてはどのような対策を講じるかでございます。

三つ目に特定健診・がん検診の受診率についてお伺いいたします。

（１）として、特定健診の受診率について。

ア、受診率の推移。

イ、受診率の向上によるメリット、低迷によるデメリットについてお伺いいたします。

（２）がん検診無料化について。

無料化による受診率の推移についてお伺いいたします。

１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） ７番、杉田議員のご質問にお答えいたします。

１点目の「協働のまちづくりについて」のうち、（１）、アの「協働のまちづくり」をさらに推進していく必要性・背景について、どのような認識でいるか」についてで

ありますが、まず、厚岸町における「協働」とは第6期厚岸町総合計画にも示しているとおり、厚岸町の課題を解決するとともに、厚岸町の特性や強みを最大限に活かし、将来世代につながるまちづくりを推進するため、行政のみならず、町民、地域・団体等が多様な主体として「めざすまちの姿」などを共有し、目標実現に向けて、それぞれの役割分担のもと、取り組むことであり、私が町長に就任して以来、まちづくりの基本姿勢として、重要な意義を持つ言葉であります。

また、その必要性和背景については、人口減少や少子高齢化に伴う減収の懸念や、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地方分権改革や地方創生の推進により、基礎自治体である市町村に求められる役割と責任が一層大きくなってきているという背景から、それぞれの市町村が地域の魅力や課題を明らかにして、その向上や改善を地域の多様な主体を巻き込んで推進する必要性が高まっているものと認識しております。

次に、イの「協働のまちづくりを推進することによって、どのような意義、効果があるのか」についてであります。先に申し上げたとおり、人々の価値観やライフスタイルの多様化などから、地域の課題は多様化・複雑化しており、行政だけでは解決できない多くの課題があります。

このことから、「協働のまちづくり」を推進することによって、それらの課題を解決するという点に大きな意義と効果があるものと考えております。

また、現在、全国各地において、特色のある住民参画のまちづくりが展開されており、自治体が住民から選ばれる時代となってきております。

このような中、人口の定義も、これまでの定住人口から交流人口、さらには関係人口と、その解釈は拡大されてきており、今や「協働のまちづくり」なしには、持続可能なまちづくりは推進できない状況であると認識しているところであります。

次に、ウの「現状における課題は何か」についてであります。まず、「協働のまちづくり」を推進するためには、町民の自発性があるこそ成り立つものと考えております。

このため、第6期厚岸町総合計画では、計画策定段階において「町民ワークショップ」を開催し、多様な町民参加のもと、計画を策定いたしました。

また、行動計画の各節ごとには、「目標実現に向けた役割分担」という項目を初めて設け、行政のみならず、町民、地域・団体等がそれぞれに果たすべき役割を記載し、多様な主体が「協働」で推進できる計画といたしました。

しかし、このような取組はあらゆる分野で継続的に行う必要があり、より町政に参画しやすい仕組みづくりと、機会の充実が課題であると考えております。

続いて、2点目の「今後の感染症対策について」、(1)の「新型コロナウイルス感染症禍において、感染収束の見通しをどのようにみているか」のうち、アの「ワクチンの配備」についてであります。今般の新型コロナウイルスワクチンは、現時点においては国では、その特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、ワクチンの配備やその対象者等を含む詳細を具体的に見定めることが困難な状況にあるとしています。

また、現在、ワクチンの配備についての具体的な情報はございませんが、国、都道

府県、市町村及び医療機関等が連携してワクチン分配量を決定し、市町村においては、都道府県が市町村別に調整したワクチンを医療機関等別に分配量を調整することが、厚生労働省から示されております。

また、対象者の優先順位につきましては、今後、科学的根拠に基づいて国が定めることとなっております。

次に、イの「医療機関への支援」についてであります。町では新型コロナウイルス感染症による医療機関の減収に対して独自に財政的支援を行う予定はなく、医療機関が活用可能な国の支援策についての情報提供のほか、間接的な支援ではあります。が、医療機関の負荷軽減を目指した支援を行っております。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症を疑う症状があった場合の北海道が委託している相談先の周知を行い、事前の相談により適切な受診調整がなされること。

二つ目は、季節性インフルエンザの同時流行の可能性を踏まえ、インフルエンザワクチン接種による発症や重症化予防を目的とした全町民へのワクチン接種費用の助成。

三つ目は、新しい生活様式の徹底を含む基本的な感染予防対策の周知徹底とその推進による感染リスクの軽減であり、これらが医療機関の負荷の軽減に寄与すると考えております。

なお、町立厚岸病院については、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが難しい中、今後においても患者数の減に伴う医業収益の減少が見込まれることから、病院運営に支障を来すことがないように、一般会計から病院事業会計への操出金の補正予算を今定例会に提出しております。

次に、ウの「日常生活、経済活動への要請・支援」についてであります。外出自粛要請等の「日常生活への要請」は、私権を制限するものであり、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、都道府県知事が行うものと定められております。

町といたしましては、引き続き国や北海道の行う措置についての周知等に努めてまいります。

また、経済活動への支援としては、町と商工会が共同して町内事業者へアンケート調査を実施し、経済への影響の把握に努めているとともに、本年4月には感染拡大により大きな影響を受けている地域経済や町民生活に迅速な対策を講じていくことを目的として、町と経済産業団体等で組織する『厚岸町新型コロナウイルス感染症経済対策連絡会議』を設置し、中小企業や漁業者に対する融資制度の創設、町内事業者への給付金による支援や、がんばろう厚岸応援券の交付など、各種経済対策を講じてきたところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは、いまだ不透明な状況であり、経済活動についても同様の状況であることから、引き続き関係機関への聞き取り調査などにより動向を注視し、必要な対策を検討してまいります。

次に、(2)の「新型コロナウイルスに限らず、広く感染症予防について、今後、町はどのような対策を講じるか」についてであります。まず、予防接種法に基づく全国共通の取組として、当町においても水痘や麻疹風疹などの定期予防接種を乳児から高齢者までを対象に実施し、その接種推奨及び接種環境の整備を行っておりま

す。

また、野鳥の飛来が多いという地理的特性上、発生可能性がある「鳥インフルエンザ」や、町内市街地など身近な場所においてもキツネ等の姿を見かけることから「エキノコックス症」についても、当町においては注意を要する感染症と捉えております。

鳥インフルエンザにつきましては、感染症対策本部で情報共有や対策等の検討の場を設けており、エキノコックス症については、感染予防策の普及と、北海道エキノコックス症対策実施要領に基づく町民への検診を並行して実施しております。

今後も、新感染症などの情報収集に努めながら、予防接種と感染予防に関する知識の普及を大きな柱として感染症予防対策を講じてまいります。

続いて、3点目の「特定検診・がん検診の受診率について」のうち、(1)、アの「特定検診の受診率の推移」についてであります。厚岸町国民健康保険が実施する特定健康診査の受診率については、特定健康診査の実施が保険者に義務づけられた平成20年度は、17.4%と全国平均、全道平均をいずれも下回る状況、平成21年度は23.9%、22年度は24.4%と、制度周知や受診推奨によって、全国平均には及ばないものの全道平均を上回り、平成23年度は受診率の高い年齢層が後期高齢者医療保険に移行したことから21.0%に低下、平成27年度は電話による受診勧奨を新たに開始した効果により、24.9%と制度開始以降最高の受診率を記録しました。それ以降は一次的な落ち込みはあるものの、ほぼ横ばいで推移し、令和元年度は23.6%と全国、全道平均を下回る状況であります。

なお、本年5月から釧路市及び町内の一部の医療機関の協力を得て、通院時の検査結果を活用して特定健診を受診したとみなす、いわゆるみなし健診を新たに開始するなど、他の受診勧奨事業と併せて受診率の向上に努めているところであります。

次に、イの「受診率の向上によるメリット、低迷によるデメリットについて」であります。受診率向上によるメリットは、特定健康診査の受診者が増えることにより、生活習慣病を早期に発見し重症化を防ぐことが可能となり、中長期的に見ると医療費の抑制につながることであります。

また、国民健康保険や保険者が支払う保険給付費等は、主に国や北海道等からの負担金や交付金と、被保険者の保険税で賄われておりますが、この財源の中には特定健康診査等の受診率等により交付額が加算減算される制度もあり、保険税率の算定にも影響を及ぼすこととなります。

具体的には、受診率が前年度より3ポイント以上向上すると交付金が増額となり、国民健康保険税以外の収入が増えるため、保険税額の上昇を抑える要因の一つとなります。

一方、受診率低迷のデメリットは、検診受診者が減少すると生活習慣病が早期に発見することが困難となり、疾病の重症化などが考えられるほか、これにより保険者が支払う保険給付費や被保険者が支払う医療費及び保険税額の上昇にもつながります。

また、先ほどの交付金についても受診率が25%未満となった場合は減算となり、保険給付費等に充てる保険税以外の財源が減少するため、保険税率を引き上げる要因の一つとなります。

続いて、（２）の「がん検診無料化による受診率の推移」についてであります、がん検診の受診率の推移については、令和元年度と無料化を実施した今年10月末現在での比較によりお答えいたします。

胃がん検診については令和元年度は13%、今年10月末現在では2.7%、肺がん検診については令和元年度は13.6%、今年10月末現在は2.4%、大腸がん検診については令和元年度は13.3%、今年10月末現在では2.4%と、いずれも前年度に比べ8割減となっております。

乳がん検診については令和元年度は14.5%、今年10月末現在で0.5%、子宮がん検診は令和元年度は9.7%、今年10月末現在で0.3%と、受診率は著しく低迷しております。

しかし、今年度の受診率の低迷は新型コロナウイルス感染症の影響によって、例年の検診体制を大幅に変更していることにあります。

具体的には、4月から5月にかけて実施予定であった3日間の集団検診を中止するとともに、5月に実施予定であった5日間の集団検診を2日間に短縮して7月に実施したほか、それ以降の集団検診についても、感染予防策として密を避けるため、例年よりも定員を少なく設定し実施しております。

なお、負担金の無料化につきましては、実施後まだ数ヶ月であり、さらに例年と異なる状況下での検診実施体制であることから、その効果や推移については前年度までの比較は困難であると考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 杉田議員の一般質問再質問は休憩後といたします。

なお、一般質問の残時間は36分であります。

休憩いたします。再開を午後3時40分といたします。

午後3時09分休憩

午後3時40分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

7番、杉田議員の一般質問再質問から再開いたします。

7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

初めに、協働のまちづくりについて、若干質問させていただきたいと思います。

協働のまちづくりにつきましては、町長がご就任以来、長く取り組んでおられることとでございます。大変恐縮ではございますが、ご享受いただきたいという思いと、お考えを共有したいという思いで質問させていただきたいと思います。

初めに、今大変長く丁寧にご答弁いただいて、私もお答弁に共感しておるところです。おおむね共感しているところとでございます。分かりやすく、端的に、協働のまち

づくりというものの定義について、改めてお答えいただきたい。こういった状態が町と町民の関係、こういった関係が協働のまちづくりであるということなのか。簡潔に定義をご説明いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

質問者が言うとおりの、私が町長に就任以来、基本姿勢として、理念として、協働のまちづくりというものを訴えておるわけでございます。

なぜかと言うと、一般的に先ほど夕張の話が出ておりましたけれども、確かに夕張は行政的には倒産をしなければならないという再建団体に相成った例であります。それだけを見ると、財政が厳しいから協働のまちづくりだというふうに理解をしているかと思いますが、私はやはり行政改革を含めた行政の変革をしなければならない、ともに住民の変革も必要だという気持ちを持っておるわけであります。すなわち、町民と行政が一体となった、我々が住んでいる、皆さんが住んでいる町を、より豊かなすばらしい町にしようという理念から、私は協働のまちづくりということをお話しをさせていただいておるわけでございます。

当時、私が町長になりましてから、まずそのことを踏まえて、地域懇談会をさせていただきました。毎回、私はこのお話を町民にお話しをさせていただいたところであります。おかげさまで現在、町民はご理解をいただいているのではなかろうかと、町政の進むべき道として、私はそのように喜んでおるわけであります。すなわち、何もかも行政に頼めばいいのだという時代ではないということを町民は考え、先ほど第1回目の質問にも出ましたけれども、自分たちの町は自分たちの手でつくり上げるのだという気持ちになっているのではなかろうか、そのように喜んでおるところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

協働のまちづくりということで、今、町長からご答弁いただいたのですが、まちづくりということで、私が思うに協働のまちづくりという形は公共事業としての公共政策としての合理性、効率性と町民、住民の自由な発想の補償と、併せて住民の自立した主体性の継続ということではないのかなと思います。この住民の主体性というものがあってこそ協働のまちづくりというものなのかなと私としては思っているのですがどうでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 全くそのとおりでございます。やはり、町民が持っている活力を今まで行政だけが担ってきたわけではなくて、公共の分野にも活かしていくというこ

とが大事な考えであります。さらにはまた、町民の知恵と力を加えた新しいまちづくりをつくっていくのだということも大事なことであります。

どうか、そういう意味で、最もその基本をなすものは、やはり行政と町民との関係において信頼がなければなりません。1番大事なことがそういうことであろうと思っています。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

この後は、若干、具体的なお話といいますか、具体例を教えてくださいのですが、ご答弁の中で地域の課題は多様化、複雑化しており、行政だけでは解決できない多くの課題があると。例えばこれはどういったことが上げられるのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えさせていただきます。

例としてということではありますが、今回、第6期厚岸町総合計画つくらせていただきました。その中で、それぞれの分野において、今、現状と課題ということで明記させていただいております。そういった中では、いろいろと課題ありますが、これを一つでも取り組む、これをどうやって取り組むかということではありますが、この中で一つ、今回、第6期で出てきているのが目標実現に向けた役割分担ということで、町民、地域・団体など、行政だと、この三つをそれぞれどういった問題がこういうことあるということで共有して、そして目指す町の姿に持っていくということでもありますので、現状と課題でそれぞれの分野においてあるということで、ちょっと多岐にわたりますので、そういった中ではご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

大変、今回策定された総合計画、大変分かりやすく、町民の役割分担というところも明確にされておりますので、大変町民にとっても分かりやすいつくりになっているかと思います。

その中で、ご答弁の中で定住人口から交流人口、さらには関係人口という、人口の考え方なのですけども。今の人口といいますか、人のつながりの在り方なのですけども、今、町内でいいますと自治会、町内会という地縁的なコミュニティに合わせ、こういった例えば自分が興味のあること、好きなことですか、そういったテーマ型のコミュニティといったものも形成を目指していただければと思うのです。

というのは、これは難しく言ってしまっていますが、例えば生涯学習課で、例えばなのですけども、生涯学習課で手話の講座が開かれました。その中で自発的

に手話のサークルを生徒さんたちでつくったという例もあります。これも一つのまちづくりの一環になっているのではないかと思います。

なので、そういったことを含めた、生涯学習課さんいないのであれなのですけれども、そういったことも含めて、そういったコミュニティ、地縁型でなくてテーマ型のコミュニティ、そういった人間的なつながりといったものもこういうまちづくりに反映させられるのではないのかと思います。なので、生涯学習課に関わらず、いろいろな課での事業といったものを通して、そういったコミュニティの形成ということも目指していただけないかなと思います。

三浦課長、お答えいただければ、全ての課長さんに言えることだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 私からお答えします。

生涯学習ということで、一つの例として上げられましたが、これは各分野、いろいろなことについて、これは関係してくると思いますので、私から答弁させていただければと思います。

やはり、こういったサークルを個々でつくるとなりますと、やはり行政といたしましても分かりやすい情報を町民にまず知らせることが1番大事だと思っています。そういった中では、それぞれ興味を持って、そういった団体が自発的にサークルがつけられてきて、いろいろな活動が活発になるのかなと思っています。

ちょっと大変失礼な例を取らせていただくのですが、今回、請願書の中で厚岸保育所、この建物を請願書ということで出てきておりました。そういった中では話をさせていただきますが、この今回の請願書の出てきた方、この方たちは第6期厚岸町総合計画、これの町民ワークショップ、これ31名おりましたが、そのメンバーでもありました。このメンバーも総合計画の各分野において入っていただいて、子育て、まさしく今子育てしている環境を皆さんにお話ししたり、そういった中でいろいろな分野で話をしてくて、今回この総合計画が出てきましたが、今回、この請願書というのがやはりそういった意味では、それからつながってくる、本当に大きなこの事案であったのかと思います。

そういった中では、先ほど委員おっしゃるとおりに一つのサークルでというのがありますが、今回まさしくこの行政の関心を持って興味を持って、この請願書が私たちは出てきたと、私自身は捉えております。

そういった中では、やはりいろいろな情報を分かりやすく町民にまず出すこと。そして、そういったものを町といたしましてもいろいろな参加をしやすくするような環境づくりをやはりつくる必要があると思っています。そういった中では、今のような生涯学習のサークルだとか、いろいろなものがつくっていけるのではないかと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員　ありがとうございます。

今、請願のことについてもお話いただきました。ありがとうございます。その住民の方々が直接に経験されて、実現に、今回は不採択ということになりましたけれども、意見を付託されております。そういったことをまちづくりに生かしていただきたいという要望を強く要望させていただく意味で意義のある請願を、私紹介議員としてもさせていただいたと思っております。それはまた別件でよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどから三浦課長おっしゃっていただいているのですが、1番大事なことは、今、先程来、総合計画の中に町民の役割として上げられていることは明確に記載されているのですが、これを実際に町民の皆さんが実行に移すという段階で、そのきっかけづくりということを、やはりここはお願ひしたい、この役割分担の役割を見て、私たちこれをやらなくてはならないのだねということを分かっていただいても、実際にはさあ何しようということになると思うのです。そのきっかけづくりということをぜひお願ひしたいと思ひます。

また、継続性ということ。やはり住民の方々にしてみれば、気持ちはあっても継続性という意味でそれぞれの生活があるわけで、生活の形態とかが変わってしまえばなかなか継続が難しいということあり得ると思ひます。ぜひ、きっかけづくりと継続性ということ、そして先ほど申し上げましたが住民の主体性ということ、ぜひ根幹に置いていただいて、今後も協働のまちづくりということを進めていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

●議長（堀議員）　町長。

●町長（若狭町長）　この際、今、担当課長から請願の話出ましたので、私からも関連しまして、さらにまた今の質問に対してお答えをさせていただきたいと思ひます。

今回の請願、実は不採択になったということは、私もその趣旨からすると理解できるのですが、請願者のほうが厚岸保育所の現在がどうなっているのか、縷々分かつての請願であればいいのです。それが議会請願ということに相成っていろいろと実態を調べたら利用は無理だということがお分かりになったと思ひます。そういう意味で不採択ということになったと思ひますので、どうか同じ行動にいたしましても、何もかもこれを請願してしまおうという気持ちであってはなりません。それは町民の、先ほど言った考え方としては理解しますが、実態というものもよく分かった上で行動してもらわないと困る、私はそのように思ひます。

ですから、町の将来を考えるならば、実態というものも理解の上、行政と町民が行動をともにしなければならない、私はそのように考えますので、その趣旨は理解できます。

ただ、今、質問がありましたように、協働のまちづくりを進めるに当たりましては、通称言われます公助、共助、自助、これが大事なのです。ですから、そういう中で一緒にそういう意識を持って、行政に私は参加してもらいたいと考えております。

それで、ちょっと具体例をこの際、お話をさせていただきたいと思います。今、私は最も身近な町民側の機関として考えておりますのは、やはり自治会なのです。自治会がもっと行政と協働でまちづくりに参画していただきたいという考えに立っております。ですから、私といたしましては、ご承知のとおり、各自治会に、これは申請を伴いますが、活動活性化支援と一自治会10万円出しております。今回の当初予算におきましても、合わせて320万円の予算を持っているわけですが、この予算を使ってそれぞれの自治体が活発に行動してもらいたいという願いを込めて、こういう制度を設けたわけであります。

それともう一つはNPO、いろいろありますが、私の記憶しておりますところは、やはり厚岸ネットです。これは厚岸の発展のために大きな貢献をしていると、私はそう理解をいたしておるわけですが、そういう行政との考えの中で、私はやはり民と行政が一体となった活動を大事にしなければならないという気持ちであります。

それから事例を申し上げたいと思います。私が町長になりましたのは平成13年であります。実は今、町民花火大会というのがあります。これを実は、以前は、私が就任する前の何年前かまでは花火大会というのがあったらしいのですが、これは町が主体で花火大会をやっていたようであります。私は今日、夏祭り等におきまして、子ども方が帰ってくる、または孫たちもいる、一戸当たり1,000円でいいのではないかと、原則としまして、そういう寄附をもらって、小は大を兼ねるというとおり、厚岸花火大会をしたらどうだろうかということで、町民花火大会というものをさせていただいたところでございます。これも今、町民から大変喜ばれておるわけであります。

それと、山の手会館やまびこ、これも実質的に山の手自治会の要望、全てが町におんぶではなく、我々はこれだけの資金が出せるぞと、だから町も強力してくれという中で作り上げた会館であります。

もう、その他、いろいろな時間の都合で言えませんが、事例がたくさんあります。もう既にそういう協働のまちづくりがなされておりますことを大変うれしく思っておるわけであります。もう、そういう事例が既に出来上がっているという実例からしましても、協働のまちづくりはいかに大事かということが言えるのではなかろうかと、そのように私は行政でもこれからも積極的に生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

午後 4 時01分休憩

午後 4 時11分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

お時間、休憩時間ありがとうございました。大変、私としても勉強となりまして、有意義な休憩時間だったと思います。室崎委員長からもありがとうございます。

最終的に私がこの協働のまちづくりに関して申し上げたいのは、今、先ほど申し上げたのですが、住民の自由な発想と主体性とその継続を、これに関してはぜひ町としてそういったきっかけづくりも含めて、ご支援いただきたいというところでございます。

先ほどの請願の話、今は出したくはないのですが、住民の、改めて済みません、主体性と自由な発想と継続性というもの、そして最初になりますがかきっかけづくりといったものにたいしてのご支援といったものを町としても継続してほしいということでございます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今でも協働のまちづくりについては、重要な施策の一つであるということで推進をしてきたところであります。もう社会的変化がひどいです。人口減少、または少子高齢化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化等々、行政を進めるにおきましては、大変な難しい時代を迎えておるわけであります。

そういう意味においては、冒頭申し上げましたけれども、やはり住民の意識改革、行政の意識改革、統合しながら、協働のまちづくりを推進、なお一層、推進をしていくべきときでなかろうかと、そのように考えておりますので、私としては行政の基本姿勢として、さらに進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

先ほど町長からもありましたが厚岸ネットさんも含めて、例えば釧路のデイサービスセンター、あれもまた町民の方々の主導で釧路で初めてデイサービスセンターが立ち上がったと聞いております。ぜひ、厚岸においてもそういった住民主体のまちづくりというものもぜひ、それに対して町のご支援といったものもよろしくお願いしたいと思います。

次にまいります。新型コロナウイルス感染症の収束について、見通しについてでございますが、ぜひ、これ私は国、道知事の要請指示というものがあるというのは承知しているのですが、やはりいついつまでに収束させるという目標があってこそ思い切った支援、要請といったものができるのではないのか、それが収束を早めることにつながるのではないかと考えています。

私はこの新生活スタイルですとか新様式とか言われる言葉が大嫌いでございます。早くマスクを取ってしゃべりたいということは皆さん同じように思っているんじゃないかと

のだと思います。

公式な発言として、いついつまでに収束させるということは難しいと思うのですが、目標としていついつ頃までには収束させたいよねと言いますか、収束にならないだろうかということでもおっしゃっていただけないのかな。それに向けて、いろいろな支援、2番さん、3番さんからいろいろなご提案もあった中だと思うのですが、思い切った提案、支援ですとか要請といったものもできるのではないのかなと思います。

いつ頃までに収束できるのではないだろうか、公式な現実的なものを取るつもりは全くなくて、ワクチンの配備とかも考慮した中で、いつ頃までに収束できるのではないかと、こういった安心感とは言いませんけれども、目標を定めることによって町民の皆さんの協力も得られるということもあるかと思うのです。ぜひ、目標といったものを定められないものでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変難しい質問であります。科学的にはいつ収束するのか。はっきり言って誰一人も分かりません。国の専門機関におきまして、そういう課題については明確にありません。そういうことにおいて、これはもう我々だけではなく、厚岸町だけではなく、もう国民、全世界の願いです。早く収束してもらいたいということでございまして、私といたしましてはいろいろな対策を講じながら、この感染拡大を防止していかなければならないと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 お答えとしてはそのとおりと言いますか、仕方がないのかなと思います。ただ、一般的に考えて冬場感染は増加すると思います。一般的なコロナウイルスというものも夏場は減っているようです。ほかの新型ではない、これまでのコロナウイルスというもの。冬場に増加しているという傾向はあると聞いております。当然のことながら冬場に増加するものだと思います。一次感染、二次感染と言って、感染増加、第一波、第二波ですか、そういったものも言われてきましたけれども、あれは波ではなくて収束、夏場ですから減っていた時期です。冬場にかけて当然増えるのは当然かと思います。

当然、ワクチンというものが重要なキーポイント、かかりになると思うのですが、それができるのが政府によれば来年前半に人口の半数は用意するというような目標を定められていると思うのですが、これは当然町にも配備されるということを想定するとなれば、優先順位はどういった順位になるのでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） これも大変難しい質問です。ワクチンの問題は、これはもう我が国でも、もちろん世界的にもそうありますが、アメリカ、イギリスではもう開発されたと言われておりますが、やはり安全第一です。仮に日本はもう既に予約しているということで、ワクチンの楽しみを致しているわけではありますが、ところがやはり国民からしますと、やはり安全面で不安だと、ワクチンはしたいというのが多数であります。

そういう面において、ワクチンの開発されたけれども、それではいつ頃ワクチンが我がほうに来るのかということになると、これも大変難しい課題であろうし、またワクチンを打つといたしましても、やはり責任があります。そういう面においての、まず政府のほうで、これは安全だというものでなければ我々としてもワクチンを注射するということとはできないものと、そのように思っております。

- 議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

- 杉田議員 ありがとうございます。

ワクチンという科学的なものだと思いますので、私ごときには分かるものではないのですが、マスク生活というものが長引けば長引くほど、小さな子どもたちにとっては、いい細菌というのものもあるわけですから、ウイルスとは言わないのでしょうけれども、取り入れるべき細菌というものも取り入れられないという、長期的に見れば、マスク生活を長引かせるべきではないとは思っておりますので。とはいえ、今はしなくてはならないということも承知の上で。とにかく早期の収束を願っておるところ、もちろん町長はじめ、皆さん願っているところだとは承知しております。

ただ、やはり、僕は本当に政府の、国のだらしなさと言いますか、目標、本当に、その目標がずれてもいいと思っているのです。確約ではなくて、目標といったものを定められないものなのかなと、本当に思います。この1年、間もなく1年になると思うのですが。12月9日でしたか、中国でという話だったか、ちょうど昨日か今日だと思うのですが。発生してから1年経って、このマスクをずっと皆さんしてらっしゃると思うのですが、早くマスクを外す、元の生活に戻りたいと思います。

ぜひ、その中で町の施策というものも、できれば僕は表に出さないまでも目標を定めて、思い切った、2番さん、3番さん、あとこの後10番さんもあるかと思うのですがけれども、ご提言を、思い切ったご提言をしていただくためにも、表に出さなくても目標を定めて、ご支援、支援と言いますか、対策を取っていただきたいと思います。

次にいきます。特定健診、がん検診でございますが、今年度はこのコロナウイルス禍によって思ったとおりの事業がなかなか思いどおりにできなかったと思うのですが、特定健診だと思うのですが、なぜ受診率が向上しないのかということ見解をお願いできますでしょうか。

- 議長（堀議員） 町民課長。

- 町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

今の特定健診なのですが、先ほどの答弁にもありましたように、数字的には横ばいの状態で来ているような状況にあります。一時、受診勧奨で上がったことがあるのですが、その後下がってしまったと。

以前にアンケートを行った中では、1番多かった受診しないという理由、それは時間が取れないですとか、めんどうだというようなことが回答では1番多くありました。その部分の方々の意識を変えていただくような、こちらからの周知なのですが、今までは電話勧奨で行っていましたが、今年度からはがきによる勧奨、それもこれまでの3年間で受診がどれだけしているかですとか、あとは3年連続している、1年に1回しているですとか、あとはほかで病院にかかっているですとか、そこら辺の検診の受診履歴を、そこらをちょっと研究しながら、そこで文章を、内容を変えながら、その人方に5区分に分けまして、勧奨のはがきを出すような工夫をしながら勧奨のほうを進めております。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時26分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

7番、杉田議員。

●杉田議員 メリット、デメリットということで町財政に対するメリット、デメリットを答弁いただいております。本当に25%のラインもあったり、3%上昇すればまたメリットがあるということだと思いますので、ぜひ今後とも受診率向上をご尽力いただきたいと思います。特定健診です。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） その手法を考えながら、受診率向上に努めてまいりたいと考えます。

●議長（堀議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時27分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、1番、竹田議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、1 番、竹田議員の一般質問を行います。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、質問させていただきます。

1、厚岸町住宅新築支援助成事業について。

(1) 厚岸町の経済普及効果と建設業労働者の安定雇用のために支援額25万円を100万円に増額するように要望しますが、それに対しての町の対応を伺います。

2、きのこ生産者に対する支援について。

(1) きのこ生産者が生活向上のために認定農業者に早く認定するべきであると思うが、これに対しての町の対応を伺います。

3、災害時の電気自動車（EV）について。

(1) 災害時に電気自動車（EV）に蓄えられた電力を可搬型給電器を介して取り出し生活家電やスマートホンなどの電力として活用することができるが、町としてEVを活用するため、自動車会社と災害連携協定を締結する必要があると思う。また、EVを個人で所有する町民をリストアップして町民と町との災害連携協定を締結しておくなど災害に強いまちづくりをすることに対しての町の対応を伺います。

よろしくをお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1 番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の「厚岸町住宅新築支援助成事業について」、(1) の「厚岸町経済普及効果と建設業労働者の安定雇用のために支援額25万円を100万円に増額をするように要望するが町の対応は」についてであります。厚岸町住宅新築支援助成事業は、良質な住宅ストックの形成による町民の生活の向上及び定住人口が確保されるとともに、町内産業の活性化の促進を図ることを目的とし、平成26年度から1件当たりの助成額を20万円、令和2年度からは25万円に増額し支援を行っており、平成26年度からの助成の内訳は、令和2年11月末現在で34件、総額705万円の助成を行ってきており、リフォーム支援助成事業と合わせ、町の経済と労働者の安定雇用にも貢献してきたものと考えております。

本年11月19日には、あつけしの家づくり協会から「新築住宅に対する支援助成事業の継続及び助成額の拡大に関する陳情書」により、支援事業の継続と支援助成額を100万円に拡大してほしい旨の要望もありましたので、既に助成額の増額を含めた助成方法についての検討を来年度に向けて進めているところであります。

次に、2 点目の「きのこ生産者に対する支援について」、(1) の「きのこ生産者が、生活向上のために認定農業者に早く認定するべきであると思うが町の対応は」についてであります。認定農業者とは農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市町村が認定し、認定を受けた農業者のことをいい、認定農業者は農業近代化資金の貸付等、各種制度の対象となります。

計画の認定は、厚岸町が定めた基本構想の指標に適合するかを判断するものでありますが、当町においては酪農が中心であるため、基本構想にきのこ栽培の指標を定めず、認定に向け情報収集を行ってきました。

事例が少なく、情報収集や確認作業に時間を要しましたが、認定することが可能となり、このほど、きのこ栽培における青年等就農計画を審査し、認定新規就農者として認定したところであります。

今後、きのこ栽培における認定農業者について、同様に申請があった場合には速やかに対応してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「災害時の電気自動車について」、(1)の「災害時に電気自動車に蓄えられた電力を、生活家電やスマートホンなどの電力として活用することができるが、町としてEVを活用するため、自動車会社と災害連携協定を締結する必要があると思う。また、EVを個人で所有する町民をリストアップして、町民と町との災害連携協定を締結しておくなど、災害に強いまちづくりをすることに対しての町の対応は」についてであります。平成30年9月の胆振東部地震や令和元年9月に千葉県を襲った台風15号では、長期にわたり停電が発生し、災害時に住民の生命に係わる電力の確保が、新たな課題として浮き彫りになりました。

実際に、胆振東部地震や台風15号による停電の際は、自動車メーカーが被災地に電気自動車等を派遣し、外部給電機能を活用した活動を行い、避難所での携帯電話の充電や照明の確保、乳幼児や高齢者などがいる個人宅や老人ホームなどでの給電を行ったところです。

電気自動車等は、車種によっては100ボルト電源用コンセントを備え、そのまま使用できるものもあり、また、それ以外の車種においても特定の機器を使用することにより、「移動式電源」として活用することが可能になります。

町におきましても、災害時における電力の確保は重要な課題と捉えており、ポータブル発電機を中心に非常用電源の確保に努めておりますが、近年、電気自動車等を活用した災害連携協定を結ぶ自治体も増えてきております。

災害時において、電気自動車等は移動式電源として有効活用できることから、自動車会社等との災害連携協定について検討を進めてまいります。

また、電気自動車等を保有する個人との災害連携協定につきましては、一部の自治体において「災害時協力登録車制度」として行われており、災害時に避難所等の非常電源となる電気自動車等を確保するため、住民等に事前登録を求めるものとなっております。

実施している自治体も少ないことから、まずは情報収集を行い、その有効性について検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 まず、新築住宅支援助成事業についてであります。拡大してほしい旨の要望に対して、助成方法の検討を来年度に向けて進めてまいりますということなの

で、ぜひ早急に進めていっていただきたいと。私も何度かこの議会の場所で一般質問もさせていただいております。今般は陳情書ということで、家づくり協会のほうからも上がっております。

25万円の額と100万円のこの額の差がどういった意味を持つのかということについては、町民がもしこの地元で住宅を新築するといった場合に、25万円または100万円、この差によって、地元業者に頼もうという意識の働きが非常に大きいものと思います。

また、100万円という額はとてつもなく大きい額であります。がしかし、この地元で若者が住み着いて、定住促進、そして協働のまちづくりにも感化していけるものだと思います。

若者が、例えば1家族4人いた場合に、人口割の総務省から交付金が出ます。私の調べているところでは1人当たり年間24万6,000円、約25万円、1家族100万円、この1家族が厚岸町に住もうとって新築を建てるとなれば、毎年100万円です。ところが、この4人が厚岸町の対応が悪くて、どこかに移住してしまう。厚岸に仕事あるけれども、厚岸に通勤で通うだけだと、こういうふうになるとこれは逆に厚岸町がマイナスになります。

ということで、100万円を出すということについては、私としては厚岸町の人口減少を食い止めるという部分については非常に効果があるものと思いますが、改めてそこをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時40分休憩

午後 4 時48分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
町長。

●町長（若狭町長） 答弁をさせていただきます。

ただいまの厚岸町住宅新築支援助成事業についてのお答えであります、第1回目の答弁と変わるものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 私の質問したのは、その100万円に対してやるかやらないかという、さっきの質問ではなかったですよ。25万円よりも100万円のほうがいいのだろうという、そういう認識はどういうふうに持っていますかという質問だったのだよ。何も答えていない、そこに。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁させていただきます。

先ほど、2回にわたって答弁をさせていただきましたが、情勢といたしましては前向きに検討させていただきたいという答弁になりますことをご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 休憩します。

午後 4 時49分休憩

午後 4 時50分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。
町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

今回の質問につきましては、地元企業の振興が目的であろうと、そのように考えるわけでありますので、ご要望がございました現在の25万円の助成を上乗せしてもらいたい、すなわち100万円にしてもらいたいということについては、地元企業育成については、最も大事な施策であろうと、そのように考えておりますので、町としては検討をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

午後 4 時51分休憩

午後 4 時53分再開

●議長（堀議員） 再開します。
1 番、竹田議員。

●竹田議員 済みません。

1 点目の部分については、検討していただけるということで、町長を信じて、ここで1 点目終わらせていただきたいと思います。

次に、2 点目です。きのこの生産に対する支援策としての認定農業者にしたいという要望は個人的にしておりました。就業者であるきのこ生産者に向けた取組をしている方も、その要望しておりました。

ここで認定農業者になることによって、私はデメリットとしては認定農業者になったということに深い重みがまずある。その自覚をして認定農業者なりの生産性向上を

図っていかなければならないという個人、また会社であるのかもしれませんけれども、認定農業者になった上で、本人の自覚、そして認定農業者だという生産向上、そういうことに向けて非常に努力をしていなければならぬ、そういう重みがある部分については、非常にそれが逆にはデメリットになっていくのではないかと思います。なので、必ず認定農業者になることが全てではないと思います。

しかしながら、逆にメリット性もあるわけです。このきのこ生産については、各生産者に聞くと、非常に楽で、非常に生産性がある、非常に儲かるといういい話ばかりは聞こえてこないわけです。その上で、この認定農業者になることによってメリット性のほうがデメリットよりも多いだろうということは、町としてもその自覚はなさっているのでしょうかということを改めてお聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

今の、いわゆるしいたけ生産者が認定農業者になる場合、これについてのメリットの重要性というのは非常に大きなものがあると考えております。確かに一方で、今議員おっしゃったとおり、この認定農業者の認定を受けることによって、達成すべき目標というのは課せられますので、それについては本人たちにも自覚を持っていた上で、メリットを生かしながら、今後に生かしてもらえるように働きかけていきたいという認識で私たちは今おります。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 その上で、認定農業者にきのこの生産が認められる、認められないということで、ちょっと要望した、生産者にはまだなっていない時期に認定農業者にできないのかという趣旨を述べながら、厚岸町にお願いをしていた現実があると思います。その上で、やはり行政側として、今回この認定農業者のきのこの生産者になるか、ならないかという部分については、非常にちょっと、申請していた本人にとっては時間がかかり過ぎたのではないかと。もっと早急に厚岸町がこの認定農業者を与えることができる場ですから、もっとスピード感を持って対応していただきたかったということに対して、どのように思われているのかお聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

今回の時間がかかった件につきましては、確かに時間はかかってしまったのですが、内容としては北海道、それと農林水産省、各所にいろいろお話を伺いながら、かつ、うちの町でそういう事例、今までの申請がなかったものですから、適正な認定をすべく関係する農業普及センターですとか、そういうところに意見を求めていたのですけれども、いかんせん、この地域においては、そういう普及センターの方でもそう

いう事例の経験が、基準がなかったものですから、大変遅くなって、本人にはお話をした上で、時間をいただきますというお伝えはしていたものの、大変時間がかかって申し訳ないという認識であります。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 今回調べて、認定農業者になったことによってメリット性のほうがあるといったことで、ちょっと早めに対応してほしかったなと思います。

結果として、デメリットのほうが多かったら、やはり遅くなって調べたほうがよかったなとなるのですけれども、今回はやはりメリット性が高いという部分については、多大に認識をしたのではないかと思います。

また今後、このきのこの生産者に向けてのメリット性があるのであれば、申請があれば、町との対応、早々にしていただけるようなことで運営していただきたいと要望しますがいかがですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 認定農業者の関係につきましては、我々も実は平成30年頃から、今の生産者の皆さんが認定農業者になり得ないのかということで調べを少しずつ進めていたところであります。地域の生産者の方々にも言葉で、こういうことになれば、将来的に活用できる可能性があるということをお話させていただいております。

今後、今回の事例を足がかりにさせていただくというのは、ちょっと遅いかもしれませんが、この先、生産者の皆さんがそのような申請に至る場合については、ぜひ活用していただきたいと、このように考えているところでございます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 対応をよろしくお願いします。

次に、3 点目。3 点目についても、非常に前向きな答弁でありますので、これ以上、質問することもないのかと思いますが、国としても2030年までにガソリン車をなくしたいということで、このCO₂削減と気候変動に関する問題等々、またSDGsの観点からも、世界的にこの2030年という目標を掲げて、各国がこのEV車について、ガソリン車をなくそうという取組がどんどんどんどん進んでいるように思います。

その上で、答弁については企業との災害時連携協定を結んでほしいという部分については検討を進めていきますという答弁なので、それ以上は聞きません。早急に取組をしていただきたいと思います。

厚岸町は恵まれていて、町内にもこの電気自動車、EV車をつくって販売しているディーラーが、ほかの町村と違って何社もあるわけですね。そういった部分につい

ては、この検討を進めてまいりますということで、早急にしていってほしいが私はいいと思うのですが、めどとしてどのくらいを検討しているのかお聞きしたいと思います。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） ただいま質問者おっしゃるとおり、町内にはこの電気自動車等の各種自動車メーカーの販売店が結構あります。

ただし、ちょっと最近調べた感じでは、例えば電気自動車そのものを行政機関が保有していなければ、なかなか災害協定を結ぶというのが難しいというような話もちょっと聞いております。ですので、例えば釧路市は11月ですけれども、販売店の協会の方々と、例えば協定を結んでというような取組も既にやっているというような事例をつかみましたので、例えば一つのメーカーにこだわるのではなく、自動車全体の販売店の方々と協定を結んでいけばいいかなと思っております。

内容的にはいろいろ、今、情報収集を既に始めている段階にありますので、可能であれば、先方さんの意向もあると思いますので、年度内の中でできるのであれば、そのような早急の取組をしていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 次に、公用車について、早めにEV車の購入をしてほしいと、次に質問しようと思ったら、先に公用車もあったほうがいいと答弁されてしまったのですけれども。私もまずは厚岸町として目的がはっきりしているのであれば、公用車から変えていくべきものと思っています。各課によってEV車が適切なものの車両なのかどうかということは当然あるかと思います。例えば町長のいつも使っている車とか、それから総務課が使う部分だとか、建設課ではそういう車は向かないとか、いろいろあると思うのですけれども、例えば環境のほうの課がそういうものをやはり率先して使い始めるということも、まずは厚岸町のほうで購入し、そして町民に呼びかけるといった施策を考えていってはどうかと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

厚岸町の地球温暖化対策実行計画におきましても、この公用車の低燃費車の導入や低公害車の導入に努めたいということで計画を掲げております。

現在、ハイブリット車をメインに入れておりますけれども、この電気自動車につきましては、ちょっとまだまだ高価な物でありまして、なかなかすぐに導入ということも難しいのかなとも考えております。

これからも、いろいろと研究を進めながら、なるべく早く導入に努めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 災害時に電気自動車、E V 車があったとしても、その場所によって専用駐車場というのがなければ、その場所に止められないときもあります。なので、例えば公共の場所、役場、例えば主なる自治会の会館の前、それからコンキリエ等々、そういったところにおいて、活用が大いにできる場所、そういったところも今後、E V 車が止められる場所、つまり公用車が E V 車を持てなかったとしても、個人の方が持っていて、個人との協力登録者制度というのが行いたいと答弁にもありました。そうすると、その車が災害時に使わせていただかなければならない、そのときに駐車場がないということになりますので、まずその駐車場の確保、そして電源を使える、非常電源を使えるようにしていかなければならないのではないかと思いますけれども、そういったことも進めていってほしいなと思いますけれども、いかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 質問者おっしゃるとおり、ただ単に電気自動車等の場合は車があっても、一部は、町長の答弁でも言いましたけれども、100ボルトの電気が取れるというような車両もございますけれども、安定的に電源を取れる電気自動車等になりますと、やはり、例えば給電の外部から取り出すユニットが必要になってきたり、もちろん電気自動車等であれば、それらを充電するような仕組みというのにも必要になってきております。

今、質問者おっしゃった、例えば集会所等での電気をうまく給電できるような仕組みだとかというのを、ちょっと私たちもいろいろ全国の状況を確認したところ、かなりちょっと、そんなに大がかりな工事でなくても、例えば100ボルト系の電源を取れるような車であれば、そのまま集会施設のほうに非常電源として引き込めるだとかというような仕組みは既にもうやっているといったような事例もちょっとつかんでおりますので、そういうのも引っくるめて、災害時に有効活用できるような環境のほうを早めに取り組んでいきたいと思っております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 駐車場の確保も必要です。非常電源確保をするための専用駐車場というふうに明記をして、駐車場の確保を進めてもらいたい。または、電気自動車から電気を取った場合に、管内に使う場合には、配電盤の改修工事が必要となります。そういった配電盤の改修工事も、自治会またはコンキリエ、またはこの役場の中には施設はないと思います。そのことも早急に検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） 一部、実は今、配電盤の話出ましたけれども、発電器から直接建物に引き込めるといったような仕組みというのも私たち、数カ所もう既につくっております。これらを流用するような形で電気自動車の電気の引き込みということも、多分できるのだろうと思っております。

いずれにせよ、例えば施設整備のみを先行しても、そこには車がないといったようなことになりますので、先程来お話が出ております自動車関連協会との例えば災害協定並びに個人の方々での登録制度、これらの状況見ながら一体的にちょっと進めていかなければならないと思っておりますので、トータルという中で進めていきたいと思っております。

- 議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

- 竹田議員 普通の車からエンジンをかけて、それを電源として使う場合に、可搬型の給電器と、それからまたは電圧変換器という機械がいります。これは個人に対しての補助金はなく、あくまでも申請で許可されるのは地方公共団体または法人という団体が申請することによって、この可搬型給電器または電圧変換器、これは持ち運びできる物です。これを補助金の申請をして許可なれば、それを購入するというシステムになっているのですけれども、その部分についてはご存知でしょうか。

- 議長（堀議員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

この可搬型の給電器、これにつきましては、申請をすれば3分の1程度の補助金が出るということは調べております。

- 議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

- 竹田議員 これは2020年の3月13日から来年度の2021年の1月29日必着で終了に一応なっています。厚岸町としても、この機会に申請をして確保するべきものと思いますけれども、時間も大したないのですけれども、そういった考え方はお持ちなのか。また、その1月29日まで申請が終わってしまうことはご存知だったのでしょうか。その併せてお聞きしたいと思います。

- 議長（堀議員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

私のほうで1月31日まで申請が終わってしまうという情報は持っておりませんでした。私の認識としましては、毎年、毎年、この制度ができて、単年、単年で延長されるものではないかというような認識をしておりました。

ただ、この可搬型の給電器につきましても、今、E V 車、電気自動車ですけれども、この給電器がなくても直接100ボルトの電気を引っ張ることができる車もございます。この可搬型の給電器がなければ、もちろん引っ張れないような車もございます。まだ厚岸町におきましては、E V 車が今所有していないものですから、どういう物が果たして適正かということも、ちょっとこれから研究させてもらわないといけなと思いますので、今年の申請にはちょっと伺いたい厳しいのかなというように考えております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 この国の補助金というのは、なかなか初めは高いけれども、だんだん目減りしていったって、最終的にはなくなるというのが多いので、なるべく早めに検討していただければと思います。それで終わります。お願いします。

答弁受けて終わりたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 厚岸町としましても、これから E V 車の導入、災害への活用も踏まえまして、研究を進めていながら、早めに導入できるように努めてまいりたいと思っておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 以上で、1 番、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます

よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時15分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 2 年12月 9 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第114号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算
(11回目) 提案理由説明書

議案第 1 1 4 号 令和 2 年度 厚岸町一般会計補正予算（1 1 回目）で
あります。

令和 2 年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、
2 億 5, 0 1 5 万 5 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、
1 2 4 億 3 6 3 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 5 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、1 1 款 1 5 項
歳出では、1 1 款 2 8 項にわたって、
それぞれ、2 億 5, 0 1 5 万 5 千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

1 1 ページをお開き願います。
歳入であります。

6 款 1 項 1 目 法人事業税交付金
5 9 9 万 8 千円 新規計上

平成 2 8 年度税制改正において、市町村間の税源の偏在性を是正及び市町村
の財政運営の安定化を図る目的に、法人事業税の一定割合を市町村に交付す
る、交付金の計上であります。

1 2 款 1 項 1 目 1 節 地方交付税
1 億 4, 0 7 5 万 6 千円の増
普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

1 5 款 使用料及び手数料 1 項 使用料

5 目 1 節 商工使用料 6 万 7 千円の増

6 目 土木使用料 1 節 道路橋梁使用料 2 3 万 4 千円の増

2 節 河川使用料 9 万円の減

3 節 住宅使用料 2 0 1 万 6 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、決算見込みによる増減であります。

1 6 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金

1 目 民生費国庫負担金 2 節 児童福祉費負担金

子どものための教育・保育給付費負担金の 2 4 6 万 5 千円の増は、幼稚園 園児数の増に伴う施設給付費の増によるものであります。

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金

1 節 総務管理費補助金 1 2 0 万 8 千円の増

介護保険事業費補助金は、総合行政情報システムの改修に伴う補助金の増であります。

2 目 民生費国庫補助金

1 節 社会福祉費補助金 4 1 4 万 6 千円の減

特別定額給付金給付事業及び事務費補助金 交付額確定に伴う減であります。

障害者総合支援事業費補助金 5 4 万 2 千円 新規計上

総合行政情報システムの改修に伴う補助金の増であります。

2 節 児童福祉費補助金

子ども・子育て支援交付金 7 4 万 7 千円の増は、

主に、放課後児童健全育成事業などの増によるものであります。

3 目 衛生費国庫補助金 1 節 保健衛生費補助金

妊娠・出産包括支援事業補助金 2 2 万 9 千円の増

出生数の増加見込に伴う補助金の増であります。

内容につきましては、歳出でご説明いたします。

4 目 農林水産業費国庫補助金

4 節 防衛施設周辺整備事業補助金

5 3 6 万 7 千円の減

事業費確定による交付金の減額であります。

なお、今年度の特定防衛施設 周辺整備 調整交付金につきましては、

去る 1 0 月 2 3 日、当該交付金の交付額が決定されました。

この交付決定を受け、充当する各事業を精査し、交付金の最終配分調整を行うところではありますが、現時点において、事業費が確定していない事業もありますので、最終配分調整は 3 月補正予算で調整いたします。

6 目 土木費国庫補助金

1 節 道路橋梁費補助金 1, 2 6 3 万円の減

社会資本整備総合交付金を充当する真栄 1 条通り整備、橋梁長寿命化整備について、事業費の確定に伴う交付金の減であります。

次ページ

5 節 住宅費補助金 1 3 2 万円の減

社会資本整備総合交付金を充当する町営住宅白浜団地整備について、事業費の確定に伴う交付金の減であります。

6 節 防衛施設周辺整備事業補助金 1, 3 3 6 万 3 千円の増

主に、特定防衛施設周辺整備調整交付金（道路新設改良）2, 0 1 0 万円の増については、太田 2 号道路防雪柵整備事業に対する交付金再配分の増額計上で、その他説明欄記載のとおり、事業費の確定に伴う補助金及び交付金の減であります。

8 目 教育費国庫補助金

7 節 防衛施設周辺整備事業補助金 6 0 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費の執行見込みによる交付金の減であります。

1 7 款 道支出金 1 項 道負担金

1 目 民生費道負担金 2 節 児童福祉費負担金

子どものための教育・保育給付費負担金 2 1 2 万 6 千円の増が、幼稚園 園児数の増に伴う施設給付費の増によるものであります。

2 項 道補助金 1 目 総務費道補助金 2 節 総務管理費交付金

2 千円の減 交付額確定による減であります。

2 目 民生費道補助金

2 節 児童福祉費補助金

子ども・子育て支援交付金 74万7千円の増

主に、放課後児童健全育成事業などの増によるものであります。

3 目 衛生費道補助金 1 節 保健衛生費補助金

妊産婦安心出産支援事業費補助金 2万1千円の増

出生数の増加見込に伴う補助金の増であります。

内容につきましては、歳出でご説明いたします。

4 目 農林水産業費道補助金

1 節 農業費補助金 74万6千円の減、
事業費の確定に伴う交付金の減であります。

2 節 農業費交付金 132万6千円の減

農業委員会交付金 99万9千円の増は、当委員会が実施する事業のうち農地利用最適化事業について、新たに交付金対象となったことによる交付金の増のほか、説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

5 節 水産業費補助金 890万円の増

厚岸漁業協同組合が事業主体となり実施する事業へ充当する地域づくり総合交付金の交付見込額の計上で、内容については、歳出でご説明いたします。

7 目 消防費道補助金 1 節 消防費補助金 790万 新規計上

避難誘導看板更新事業へ充当する地域づくり総合交付金の交付見込額の計上で、内容については、歳出でご説明いたします。

8 目 教育費道補助金 1 節 社会教育費補助金 40万円の減

説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

3 項 委託金 69万5千円の減

1 目 総務費委託金

5 節 統計調査費委託金 69万円の減

4 目 農林水産業費委託金 3 節 水産業費委託金 9千円の減

6 目 土木費委託金 3 節 住宅費委託金 4千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、交付額確定による増減であります。

18款 財産収入 1項 財産運用収入

1目 財産貸付収入 1節 土地建物貸付収入 25万1千円の増
町有地貸付による賃地料 33万3千円の増のほか、説明欄記載のとおり、
収入見込による減であります

3目 著作権等運用収入

1節 著作権運用収入 1千円 新規計上

北海道電子自治体共同システムに係るソフトウェアを道外自治体に提供することに伴い発生する著作権利用料の計上であります。

次ページ

2項 財産売払収入 2目 1節 生産物売払収入

295万4千円の増

カキ種苗売払代は、申込数量の増により、66万2千円の増

餌料藻類売払代は、販売数量の増により、229万2千円の増であります。

19款 1項 寄附金 3目 民生費寄附金

2節 児童福祉費寄附金 110万円の増

栃木県下野市 宗石 亨（むねいし とおる）様から「しんりゅう保育所のため」として、10万円を、北海道栗山町 吉田礼子（よしだれいこ）様からは、「町の子ども達のため」として、100万円の寄附金の計上であります。

なお、吉田様からの寄附金につきましては、歳出の地域づくり推進基金に積立て、寄附者の意向で次年度に「町の子ども達のため」に活用させていただきます。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

4目 1節 まちおこし基金繰入金 200万円

歳出計上の まちおこし補助金の 財源計上であります。

内容は、歳出でご説明いたします

21款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

1億1,390万1千円の増

令和元年度決算における繰越金、全額の計上であります。

22款 諸収入 6項 3目 3節 雑入 172万5千円の増

主に、いきいきふるさと推進事業助成金 養殖事業と町制施行120周年記念事業それぞれ、100万円は、北海道市町村振興協会からの助成金の交付決定による計上であります。

その他、それぞれ説明欄記載の事業について、収入見込みによる増減であります。

23款 1項 町債

1目 総務債 40万円の減

2目 民生債 1節 社会福祉債 70万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費執行見込みによる充当債の減であります。

次ページ

5目 土木債 2節 道路橋梁債 180万円の増

町道歩道改修事業債 90万円の増、橋梁長寿命化整備事業債 130万円の増については、事業費増に伴う充当債の増のほか、説明欄記載の事業について、事業費執行見込みによる充当債の減であります。

6節 住宅債 440万円の減

説明欄記載のとおり、事業費執行見込みによる充当債の減であります。

6目 1節 消防債 2,340万円の減、

主に、避難誘導看板更新事業（多言語化）債 緊急防災

2,170万円の減は、緊急防災・減災事業債対象外による減額で、

その他、説明欄記載のとおり、事業費執行見込みによる充当債の減であります。

7目 教育債 2節 小学校債 補正額ゼロ

スクールバス整備事業債について、辺地対策事業債から過疎対策事業債へ振替へ計上であります。

5節 社会教育債 10万円の減

説明欄記載のとおり事業費執行見込みによる充当債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

19ページを、お開き願います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目 議会費 1 6 9 万 8 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

3 3 万 9 千円の増、次ページにわたり、

主に、文書・法制 通信運搬費 7 8 万 2 千円の増は、郵便料の増

庁舎・町民広場、修繕料 1 4 6 万 7 千円の増は、

主に、経年劣化により故障した役場庁舎電話交換機修繕に 2 6 万 4 千円、

経年劣化により損傷が激しい町長室の絨毯張替修繕に 6 7 万 6 千円、1 階

執務室の拡大するため、会議室等のパーテンションを撤去に 4 9 万 4 千円

の計上であります。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

2 目 簡易郵便局費 3 万 9 千円の減 次ページにわたり

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3 目 職員厚生費 2 9 万 7 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 情報化推進費 3 4 2 万円の増 次ページにわたり

主に、厚岸情報ネットワーク 6 5 万 7 千円の増は、

主に、情報ネットワークに係るケーブル断線等の修繕料の計上

厚岸情報ネットワーク整備事業 3 3 万円の増は、

主に、情報ネットワーク電柱共架線変更に増による委託料 1 5 万 9 千円の

増及び I P 告知情報端末の新規設置数の増に伴う施設整備工事費 3 0 万 9

千円の計上

総合行政情報システム整備事業 5 2 万 1 千円の増は、

制度改正に伴う障がい者支援システム改修費に 5 2 万 1 千円の計上

総合行政情報システム整備事業の

介護保険事業 2 4 9 万 5 千円の増は、

制度改正等に伴う各システムの改修経費の計上。

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

５目 交通安全防犯費 １９万２千円の減 次ページにわたり

主に、交通安全 ４８万円の増は、

主に、高齢者運転免許自主返納者増に伴う商品券購入費に５７万５千円の計上で、その他、説明欄記載のとおり事業費確定及び執行見込みによる減であります。

７目 文書広報費 １０万８千円の増

町ホームページにおいて町勢要覧を公開するための公開用データ作成委託料として ５万５千円と共同通信社が所有する画像データ使用料に５万３千円の計上であります。

８目 財政管理費 １００万円の増

歳入でご説明いたしました１００万円の寄附金を地域づくり推進基金に積立てる計上であります。

９目 会計管理費 ２８万７千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

１０目 企画費 １１４万１千円の減、次ページにわたり

主に、ふるさと交流一般 ２８万７千円の増は、

令和２年９月に実施した、「結婚等に関するアンケート」に伴う封筒印刷代及び郵便料の増であります。

まちおこし補助金 １９９万９千円の増は、

「あつけしでたのしまないと実行委員会」より、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今年度の町内または釧路管内のイベントの多くが中止となっているなか、感染症対策をしつつ、町民が楽しめるイベントを令和３年２月１１日から１２日に開催するため、まちおこし補助金の交付要望書の提出があり、

事業費 ２１０万１千円に対し、２００万円を補助する 補正計上であります。

その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

１１目 財産管理費 ６万６千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

１２目 車両管理費 ７４万７千円の減 次ページにわたり

主に、機械器具購入は、町長車後席ディスプレイモニター購入に １０万５千円の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

13目 町制施行120周年記念事業費 104万2千円の減

次ページにわたり、

記念式典及び記念映像制作については、事業費確定による減で、町営牧場体験ほか2事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となった、各イベントに係る経費の減であります。

2項 徴税費 1目 賦課納税費 資産税課税 16万1千円の増

主に、通信運搬費 20万4千円の増は、新型コロナウイルス感染症等に係る特例申告書送付分の切手代の計上であります。

4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 17万円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

5項 統計調査費 1目 統計調査総務費 69万1千円の減

次ページにわたり

それぞれの統計調査事務委託金にあわせ、事業費の増減であります。

6項 1目 監査委員費 27万2千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

次ページ

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費
9万7千円の減

主に、国民健康保険特別会計 20万9千円は、繰出金の減

戦没者追悼式 3万4千円の増は、

主に、祭壇の花代の単価増に伴う増であります。

多機能共生型地域交流センター 7万8千円の増は、消防設備及びストープ修繕料の計上であります。

4目 老人福祉費 526万9千円の減

次ページにわたり、主に、介護保険特別会計 404万9千円の減は、繰出金の減

老人福祉施設 112万9千円の増は、

主に、修繕料 115万1千円は、主に在宅老人デイサービスセンター食品棚ガラス修繕に 25万3千円、特別養護老人ホーム心和園給湯設備修繕に 43万円、施設非常灯及び照明器具修繕に 44万7千円で、その他、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

次ページ

5目 後期高齢者医療費 2, 565万円の減
後期高齢者医療特別会計 113万円の減は、繰出金の減。

後期高齢者医療一般

北海道後期高齢者医療広域連合負担金 2, 452万円の減は、
前年度の療養給付費負担金の精算による減額であります。

7目 自治振興費 1, 311万3千円の増
地域公共交通対策 183万7千円の増は、
デマンドバス運行時間数見込増に伴う委託料の増

地方バス路線維持対策 1, 127万6千円の増は、
運行するくしろバスからの決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金
の申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。
内訳では、生活交通路線 国庫補助金対象である
霧多布線、系統1分が、722万3千円の増
同じく、町単独路線の国泰寺線分が 405万3千円の増で、
計1, 127万6千円の増であります。

8目 社会福祉施設費 65万2千円の増
集会所 45万9千円の増は、主に、宮園丘陵地区集会所柱腐食部分修繕ほ
かの計上で、生活改善センター 19万3千円の増は、主に、経年劣化によ
り故障して使用不能となった事務室ストーブ購入費 14万3千円の計上
であります。

10目 諸費 468万4千円の減 次ページにわたり
特別定額給付金給付及び給付事務
それぞれ説明欄記載のとおり、執行額確定による減であります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 691万8千円の増
児童福祉一般 671万8千円の増は、
幼稚園入所児童数の増加に伴う給付費負担金の増

子育て支援対策 20万円の増、
見込件数増に伴う妊婦健康診査通院費助成の増額計上であります。

4 目 児童福祉施設費 33万4千円の増

次ページにわたり、

主に、保育所一般 111万4千円の増は、主に、入所児童数の増に伴う、
広域入所委託料の増

厚岸保育所建設事業 35万3千円の増は、建物完了検査手数料の計上で、
その他、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び財源内訳補正の計上で
あります。

6 目 諸費 24万5千円の増 次ページにわたり

主に、給付見込件数増に伴う子育て世帯応援臨時給付金の計上であります。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費

1 目 衛生予防費 9万1千円の増

主に、公衆浴場 11万円の増は、公衆浴場設備修繕に伴う助成金の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 健康推進費 133万8千円の増 次ページにわたり

主に、妊娠・出産包括支援 49万4千円の増は、

主に、産後ケア事業のガイドラインが、令和2年8月に改正され、対象を産
後4ヶ月から産後1年まで延長したことによる見込件数増に伴う補助金の計
上であります。

予防接種 66万円の増

令和2年10月1日から定期接種化されたロタウイルス感染症予防接種委託
料の新規計上であります。

精神障害者医療費 15万5千円の増

対象見込数の増に伴う医療費の計上であります。

難病対策 28万1千円の増

対象見込数の増に伴う通院費の計上であります。

その他は、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 墓地火葬場費 3万6千円の減

それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 水道費 95万5千円の減 次ページにわたり

水道事業会計 9万円の増は、繰出基準に基づく児童手当分の繰出金の計上
であります。

簡易水道事業特別会計 104万5千円は、繰出金の減であります。

5 目 病院費 1 億 2 千万円の増

病院事業会計への負担金及び補助金の計上であります。
現時点における医業収入を見込んでの収支不足補てん分を含め
補正後、総額を 5 億 4 8 3 万 3 千円とするものであります。

2 項 環境政策費 1 目 環境対策費 1 1 万 3 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 水鳥観察館運営費 4 万 4 千円の増
除雪ポール購入費の計上であります。

3 目 廃棄物対策費 1 5 万 4 千円の増
漂着物運搬等手数料の計上であります。

4 目 ごみ処理費 8 6 万 4 千円の減 次ページにわたり、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

2 目 農業振興費 3 万 1 千円の増

主に、新規就農者誘致事業 新規就農者誘致奨励費 3 1 3 万 1 千円の増は、
厚岸町新規就農者誘致条例に基づく、農業機械リース料等に対する補助金の
計上で、その他は、それぞれ、説明欄記載の事業費確定による増減でありま
す。

3 目 畜産業費 5 3 6 万 7 千円の減 次ページ

5 目 農地費 2 万 5 千円の増

それぞれ、説明欄記載の執行見込による増減であります。

6 目 牧野管理費 2 1 8 万円の減

主に、印刷製本費 1 8 万 2 千円の増は、発砲禁止看板作成費の増、修繕料
3 8 0 万 6 千円の増は、管理用機械の修繕料の増、産業廃棄物処理委託料
6 3 万 6 千円の増は、看視舎 1 棟解体に伴う委託料の計上で、その他は、説
明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7 目 農業施設費 3 万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

8目 農業水道費 147万3千円の減 次ページにわたり、
主に、農業水道施設 82万7千円の増は、主に、施設電気料及び各施設の
修繕料の増。その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による減
及び執行見込みによる増減であります。

9目 堆肥センター費 202万6千円の増 次ページにわたり、
主に、攪拌機の修繕料及び施設電気料の増で、その他説明欄記載の執行見込
みによる増減であります。

2項 林業費 6目 諸費
きのこ生産者経済対策経営支援給付金 10万円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

3項 水産業費 2目 水産振興費 260万円の増
昆布乾燥庫内 電動吊上機 導入事業 240万円の減は、
厚岸漁業協同組合が事業主体となり、地域づくり総合交付金を利用して導入
予定でありましたが、当初見込んだ希望者が減少し、補助金の下限額を下回
ったことから、同事業を見送ったことによる減であります。

陸上電力供給設備整備事業 500万円は、
作業効率の向上と燃料代などのコスト軽減を図るため、若竹第一埠頭に陸上
電力供給設備の整備を行うもので、この事業は、厚岸漁業協同組合が事業主
体となり、地域づくり総合交付金の補助を受けての、新規計上するものであ
ります。

3目 漁港管理費 21万5千5千円の増 次ページにわたり、
主に、漁港機能増進事業 13万3千円の増は、
北海道が事業主体である、床潭漁港 北防波堤及び北護岸施設の物揚場改修
の町負担分の増であります。

5目 養殖事業費 181万1千円の増 次ページにわたり
カキ種苗センター 72万7千円の増は、
主に、光熱水費 32万8千円の増は、施設での電気料の増で、修繕料 5
0万6千円の増は、ボイラー真空ヒーターなど施設の修繕料

カキ種苗生産 15万9千円の増は、
主に、水温計など施設用資材費の増

水産増養殖調査研究 100万円の増は、主に、いきいきふるさと推進事業助成金の補助採択を受け、試験研究用消耗品や分析委託料等の関係経費の計上であります。

カキ養殖籠実証試験 28万4千円の増は、カキ養殖籠購入見込数の増によるものであります。
その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による増減であります。
7目 諸費 補正額ゼロ
地域づくり総合交付金充当による財源振替補正であります。

6款 1項 商工費

1目 商工総務費 3万4千円の減
2目 商工振興費 1万1千円の増

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 食文化振興費 78万3千円の増 次ページにわたり、味覚ターミナル・道の駅 86万3千円の増は、主に、修繕料 89万7千円の増は、味覚ターミナルコンキリエの非常用照明修繕に 38万9千円、あぶりや排煙窓 基盤他修繕に 50万8千円の計上で、その他、説明欄記載の事業について、執行見込みによる減であります。

4目 観光振興費 14万7千円の増 次ページにわたり主に、厚岸道立自然公園国定公園化促進 59万4千円の増は、主に、印刷製本費は、令和2年度中に国定公園に指定される見込みであることから、横断幕を3枚の作成に 23万1千円、ノボリ80組の作成に 18万5千円、記念のポストカード1,000枚の作成に 12万6千円の計上で、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 観光施設費 29万2千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 399万9千円の減 次ページにわたり、主に、緊急経済対策支援給付金 400万円の減は、事業費確定に伴う減で、その他、説明欄記載の事業について、執行見込みによる増であります。

7款 土木費 1項 土木管理費

1目 土木総務費 大規模盛土造成地変動対策 3万円の増
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

2目 土木車両管理費 175万3千円の増

主に、消耗品費 61万4千円の増は、ダンプトラック及び散水車の冬タイヤ購入費で、修繕料 87万7千円の増は、ダンプトラックなどの車両修繕の計上であります。

4目 地籍調査費 40万円の増

事務用備品購入は、経年劣化の故障により、使用不能となったレーザープリンター1台の購入費の計上であります。

2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁維持費 1,506万2千円の減
73ページにわたり、

主に、道路橋梁管理 66万6千円の増は、

主に、手数料 49万3千円の増は、町道の管渠清掃手数料の増で、機械器具購入 25万3千円は、経年劣化の故障により、使用不能となったジェットヒーター1台の購入費の増

道路照明管理 49万2千円の増は、街灯照明修繕料の増、

桜通り地すべり対策 76万8千円の増は、

お供え山側歩道の破損状況から地すべりによる影響が懸念されることからの観測調査期間を延長するための委託料の増、

町道歩道改修事業 90万6千円の増は、

社会資本整備総合交付金の確定により、事業量の調整を行い真栄1条通り歩道改修事業を年度内に完了するため増額するものであります。

真栄1条通りほか整備事業 1,539万7千円の減は、

社会資本整備総合交付金の確定に伴う事業費の減で、

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による増減であります。

2目 道路新設改良費 2,039万6千円の増

主に、太田2号道路防雪柵整備事業 2,128万5千円の増は、

特定防衛施設周辺整備 調整交付金の対象事業で、

当該交付金の充当事業について、他の交付金事業の執行残額の一部を、この事業へ振り替え充当して、事業費を増額するものであります。

これにより、当初、防雪柵50メートルの整備から、55メートル増の105メートルを整備するものであります。

事業費支弁人件費は、執行見込みによる増で、
その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

3目 除雪対策費 2億584万8千円の増 次ページにわたり、
除雪対策 補正後額を、2億6,074万2千円とし、
概ね、14回分の除雪対策に要する予算計上となります。

3項 河川費 1目 河川総務費 11万3千円の増
別寒辺牛川水系 治水砂防施設整備事業の2事業につきましては、
それぞれ、事業内予算の組み替え補正で、
事業費支弁人件費は、執行見込みによる増減であります。

4項 都市計画費
1目 都市計画総務費 77万1千円の減 次ページにわたり
それぞれ、説明欄記載の事業について、執行見込みによる減であります。

3目 下水道費 184万2千円の増
下水道事業特別会計繰出金の増であります。

5項 公園費 1目 公園管理費 39万円の減
次ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

6項 住宅費 1目 建築総務費 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

2目 住宅管理費 1,644万4千円の減 次ページにわたり
主に、町営住宅 250万円の増は、住宅用火災警報器取替修繕料の増。

町営住宅等火災警報器整備事業 1,108万2千円の減は、
当初、特定防衛施設周辺整備 調整交付金を充当し、事業を実施予定であり
ましたが、対象外事業と決定されたことから、町営住宅修繕料への事業振替
えによる減であります。
その他は、それぞれ、説明欄記載とおり事業確定及による減び財源内訳補正
であります。

8 款 1 項 消防費 1 目 常備消防費 2 0 7 万 4 千円の減
次ページにわたり、

釧路東部消防組合 2 1 万 6 千円の減は、

主に、新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者を搬送した場合の防疫作業手当の計上及び令和 3 年度から配置予定の女性消防団員に係る被服購入など負担金の調整のほか、その他、消火栓整備事業ほか 5 事業について、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う増減であります。

2 目 災害対策費 6 9 8 万 5 千円の減、次ページにわたり

主に、防災行政無線 3 1 万 5 千円の増は、主に、
防災行政無線の戸別受信機電池交換作業等に係る手数料の増

体験型防災イベント 1 0 6 万 6 千円の減は、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、イベントに係る経費の減

避難誘導看板更新事業 5 8 8 万 5 千円の減は、

看板更新事業のみの場合は、緊急防災・減災事業債対象から除外されることから、充当財源を地域づくり総合交付金に振替え、避難看板設置箇所を津波避難場所 4 4 箇所に変更したことによる事業費の減で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

3 目 消防施設費 1 2 2 万 3 千円の減

説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

4 目 諸費 避難所感染症対策備蓄品整備事業 2 2 万円 新規計上

新型コロナウイルス感染症対策備蓄品などの在庫状況を管理するためのシステム整備委託料の計上であります。

9 款 教育費 1 項 教育総務費

1 目 教育委員会費 1 6 万 8 千円の減

2 目 事務局費 1 1 万円の減

次ページにわたり、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3 目 教育振興費 5 8 万 8 千円の増

教職員の人事異動による校務用コンピュータ 6 台分の借上料の増であります。

4目 教員住宅費 65万9千円の増

主に、修繕料 12万円の増は、給湯ボイラーなどの修繕料の増

教育住宅解体事業 41万9千円の増は、

片無去教員住宅解体に要する消耗品費などの増であります。

6目 スクールバス管理費 補正額ゼロ

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項 小学校費

1目 学校運営費 100万5千円の増 次ページにわたり

主に、厚岸小学校の消耗品費及び施設電気料などの増のほか、

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 10万9千円の増

次ページにわたり、主に、学校管理 事務用備品購入 12万8千円の増は、厚岸小学校及び真龍小学校の図書室で使用するスチールブックトラック購入費の増

学校情報通信教育 10万2千円の増は、

主に、I C T環境整備に伴う各小学校光回線新設工事手数料の増で、

その他は、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3目 教育振興費 8千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項 中学校費 1目 学校運営費 24万円の減

次ページにわたり

主に、真龍中学校の施設電気料の増によるほか、その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 学校管理費 149万4千円の増

学校管理 修繕料 137万3千円の増は、主に、厚岸中学校屋外配水管取替修理に 87万8千円のほか各中学校施設修繕見込の計上。

事務用備品購入 1万9千円の増は、真龍中学校で経年劣化で故障し使用不能となったファックス1台の購入で、その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3目 教育振興費 4千円の減 次ページにわたり

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費 2 3 7 万 5 千円の減
主に、芸術文化 1 4 5 万 4 千円の減は、
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、芸術鑑賞事業、町民文化祭及び厚岸町吹奏楽フェスティバルに係る経費の減

友好都市こども交流 3 0 万円の減は、次ページにわたり
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった友好都市子ども交流事業実行委員会補助金の減で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 生涯学習推進費 3 4 万 6 千円の減
主に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、生涯学習講演会講師派遣委託料の減で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 公民館運営費 1 9 万円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4 目 文化財保護費 8 1 万 4 千円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

次ページ

5 目 博物館運営費 2 4 万 2 千円の増
主に、海事記念館 修繕料 3 5 万 8 千円の増は、館内階段室照明 L E D 化に 2 3 万円の増、消防用設備修繕に 1 0 万 3 千円ほかの計上。施設用備品購入 4 万 1 千円の増は、消火器 2 本の購入費の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6 目 情報館運営費 3 万 2 千円の増
厚岸情報館 1 5 万 7 千円の増は、次ページにわたり、
主に、施設用消耗品費 1 1 万 6 千円の増、事務用備品購入 5 万 2 千円は、経年劣化で故障し使用不能となったシュレッダー 1 台の購入、施設用備品購入 4 万 5 千円は、経年劣化で故障し使用不能となった掃除機 1 台の購入で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7 目 諸費 情報館感染症対策 1 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

6 項 保健体育費 1 目 保健体育総務費 補正額ゼロ
説明欄記載のとおり執行見込みによる増減であります。

2目 社会体育費 194万3千円の増 次ページにわたり

主に、スポーツ施設 133万5千円の増は、海洋センター体育館ほか消防用設備修繕料の計上であります。

宮園公園施設整備事業 59万5千円の増は、海洋センターほか洋式便器改修に伴う工事費の増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4目 学校給食費 33万1千円の増

主に、修繕料 15万1千円の増は、ボイラーの修繕、機械器具購入は、経年劣化により故障し使用不能となった自動台はかり1台の購入費に 11万6千円、 デジタル防水はかり1台の購入費に 14万円、冷凍庫1台の購入費当初予算差額分 5万5千円の計上であります。

11款 1項 公債費 1目 元金 17万3千円の増

平成21年度に発行した臨時財政対策債について、10年目の金利見直しが行われ借入時の金利 1.2%が0.03%となり

残り10年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ

今年度の元金償還の増分102万1千円を合わせて、補正計上するものであります。

この金利見直しにより後年度の金利支払い額が約1,237万5千円、軽減となるものであります。

2目 利子 472万円の減 次ページにわたり

元金でご説明いたしました金利見直し分を含め

令和元年度長期債の借入実行による利子確定に伴う減であります。

12款 1項 1目 給与費 3,281万5千円の減

職員の採用・退職、昇格、会計間異動など

それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整増減であります。

なお、107ページから111ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正 追加であります。

3款 民生費 2項 児童福祉費
事業名 厚岸保育所建設事業
金額 6, 350万円

この事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。

ふたたび1ページへお戻り願います。

第3条 地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7ページをお開きください。

第3表 地方債補正 変更であります。

公営住宅建設事業	440万円の減
緊急防災・減災事業	2, 220万円の減
公共施設等適正管理推進事業	70万円の減
辺地対策事業	260万円の減
過疎対策事業	270万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

8ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和元年度末、現在高、112億7, 016万2千円
令和2年度中、起債見込額、19億5, 580万円
令和2年度中、元金償還見込額、9億7, 672万3千円
補正後の令和2年度末、現在高見込額は、
122億4, 941万2千円となるものであります。

以上で、議案第114号の説明を終わります。

議案第115号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計
補正予算（4回目）提案理由説明書

議案第 1 1 5 号 令和 2 年度 厚岸町国民健康保険 特別会計補正予算
(4 回目) であります。

令和 2 年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は次に定めるところ
による。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、
4 0 8 万 4 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、
1 4 億 3 9 8 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、4 款 4 項、
歳出では、3 款 4 項にわたって、
それぞれ、4 0 8 万 4 千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
6 ページをお開き願います。
歳入であります。

- 1 款 1 項 国民健康保険税
- 1 目 一般被保険者国民健康保険税
- 1 節 医療給付費現年課税分 1, 4 4 9 万 5 千円の減
- 2 節 後期高齢者支援金等現年課税分 4 3 3 万 4 千円の減
- 3 節 介護納付金現年課税分 1 9 0 万 9 千円の減
- 4 節 医療給付費滞納繰越分 4 万 2 千円の減
- 5 節 後期高齢者支援金等滞納繰越分 1 万 3 千円の減
- 6 節 介護納付金滞納繰越分 2 千円の減

それぞれ、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免による減で
あります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目

1 節 国民健康保険制度関係業務事業費補助金 67 万 4 千円 新規計上
歳出計上のシステム改修に対する補助金の計上であります。

3 目 1 節 国民健康保険災害等臨時特例補助金

1, 244 万 2 千円 新規計上

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 1 節 保険給付費等交付金

1, 197 万 2 千円の増

それぞれ、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免分に対する補助金及び交付金の計上であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金

20 万 9 千円の減

補正財源調整として減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

8 万 1 千円の増

職員人件費 65 万 1 千円の減

12 ページから 16 ページまで、

給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

国民健康保険一般 67 万 4 千円の増は、

オンライン資格確認等の実施に伴う国民健康保険管理システム改修委託料の増であります。

国民健康保険事務電算処理 5 万 8 千円の増

主に、被保険者証数量及び単価改定に伴う増であります。

5 項 1 目 特別対策事業費 55 万円の減

会計年度任用職員人件費の減であります。

次ページ

3 款 1 項 1 目 国民健康保険事業費納付金 補正額ゼロ
財源内訳補正であります。

6 款 2 項 保健事業費 1 目 保健衛生普及費 43 万 9 千円の増
新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を回避するため、生後 6 ヶ月以上で接種を希望する全町民を対象に、接種費用を助成する
内容で、65 歳以上の対象者数 3,254 人に対し、接種見込率 70 パーセント、対象者を 2,168 人に対し、国民健康保険特別会計分 540 人で見込んでの当初予算額との差額分の計上であります。

9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付金
1 目 一般被保険者保険税還付金
361 万 9 千円の増
国民健康保険税還付金の増であります。

以上で、議案第 115 号の説明を終わります。

議案第116号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計
補正予算（2回目）提案理由説明書

議案第 1 1 6 号 令和元年度 厚岸町簡易水道事業 特別会計補正予算
(2 回目) であります。

令和 2 年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、

1 8 6 万 2 千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、

8 , 3 9 2 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、4 款 4 項、

歳出では、3 款 3 項にわたって、

それぞれ、1 8 6 万 2 千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目 水道使用料

1 節 計量使用料 3 3 万 9 千円の増

片無去地区計量使用料の見込額の増による計上であります。

3 節 過年度収入 1 万 2 千円の増

収入に伴う増額補正であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 水道費道補助金

1 節 水道事業費補助金 6 万 8 千円の減

地域づくり総合交付金の交付見込額の減による計上であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金 1 0 4 万 5 千円の減

補正財源調整に伴う減であります。

8 款 1 項 町債 1 目 水道債 1 節 水道事業債 1 1 0 万円の減
記載のとおり、事業費確定に伴う充当事業債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

1 0 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 3 万 7 千円の減
職員人件費 3 3 万 3 千円の増

1 6 ページから 1 8 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

簡易水道一般 3 7 万円の減
説明欄記載のとおり、執行額確定による減であります。

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費 1 8 1 万 9 千円の減
次ページにわたり、
主に、水道事業一般 1 6 万 7 千円は、執行額確定による増
簡易水道施設 9 8 万 1 千円の増は、
主に、各水道施設の電気料及び施設修理費の計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

検満及び新設メーター整備事業ほか 4 事業につきましては、
それぞれ事業費の確定による減であります。

4 款 1 項 公債費 2 目 利子 6 千円の減 次ページにわたり、
令和元年度長期債、借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第 2 条、地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。
第 2 表 地方債補正 変更であります。

簡易水道事業 110万円の減

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄の

令和元年度末、現在高 9,951万7千円

令和2年度中、起債見込額 1,960万円

令和2年度中、元金償還見込額 265万1千円

補正後の令和2年度末現在高見込額は、

1億1,646万6千円となるものであります。

以上で、議案第116号の説明を終わります。

議案第117号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計
補正予算（2回目）提案理由説明書

議案第 1 1 7 号 令和 2 年度 厚岸町下水道事業 特別会計補正予算
(2 回目) であります。

令和 2 年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、次に定めるところ
による。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、

5, 2 3 1 万 7 千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、

6 億 5, 6 6 1 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、6 款 6 項、

歳出では、2 款 3 項にわたって、

それぞれ、5, 2 3 1 万 7 千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 1 節 下水道費負担金 3 3 万円の増

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料

1 目 1 節 下水道使用料 1 7 3 万 1 千円の増

それぞれ、収入見込みによる増であります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目 下水道費国庫補助金

1 節 下水道事業費補助金 2, 8 7 0 万円の減

社会資本整備総合交付金について、配分額の確定による減であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金

1 8 4 万 2 千円の増

補正財源調整に伴う増額補正であります。

6 款 諸収入 2 項 1 目 1 節 雑入 38 万円の増
消費税及び地方消費税還付金の増であります。

7 款 1 項 町債 1 目 下水道債 1 節 下水道事業債
2, 790 万円の減
公共下水道事業費の減に伴う充当事業債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

10 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費 1 目 一般管理費
256 万7千円の増 主に、
職員人件費 252 万5千円の増
16 ページから18 ページまで、
給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

下水道一般 4 万2千円の増
主に、納入通知書印刷費の増で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 管渠管理費 49 万円の増 次ページにわたり
主に、各ポンプ場電気料の増及び各施設の維持管理用資材購入のほか、
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 処理場管理費 27 万5千円の増
主に、消耗品費 49 万1千円の増は、終末処理場の薬品代として、
光熱水費 17 万2千円の増は、施設電気料の増、
修繕料 54 万3千円の増は、主に、処理場濃縮タンク搔寄機用駆動機修繕
などで、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 普及促進費 35 万6千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 項 下水道事業費 1 目 公共下水道事業費 5, 5 0 8 万 7 千円の減
次ページにわたり、
公共下水道事業 補助分は
社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて、事業費調整減及び事業費確定
に伴う増減であります。

起債分は、
起債事務費として、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減
であります。

3 款 1 項 公債費 2 目 利子 2 0 万 6 千円の減
令和元年度長期債、借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。
1 ページへお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。
第 2 表 地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 2, 7 9 0 万円の減
起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄
令和元年度末、現在高 3 2 億 8, 9 5 7 万 1 千円
令和 2 年度中、起債見込額 9, 5 8 0 万円
令和 2 年度中、元金償還見込額 2 億 8, 1 9 8 万 5 千円
補正後の令和 2 年度末現在高見込額は、
3 1 億 3 3 8 万 6 千円となるものであります。

以上で、議案第 1 1 7 号の説明を終わります。

議案第118号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計
補正予算（4回目）提案理由説明書

議案第 118 号 令和 2 年度 厚岸町介護保険 特別会計補正予算(4 回目)
であります。

令和 2 年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、

394 万 2 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、

10 億 9,340 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、5 款 6 項

歳出では、4 款 5 項にわたって、

それぞれ、394 万 2 千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 保険料 1 項 介護保険料

1 目 第 1 号被保険者介護保険料 1 節 現年度分 535 万 7 千円の減
新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料減免による減であります。

4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 1 節 介護給付費負担金

107 万 2 千円の増

特定入所者介護サービスに充当する負担金の計上であります。

2 項 国庫補助金 1 目 1 節 財政調整交付金 276 万 7 千円の増

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料減免分及び特定入所者介護サ
ービス費増額に対する交付金の計上であります。

2 目 1 節 保険者機能強化推進交付金 1 5 9 万 4 千円 新規計上

8 目 1 節 保険者努力支援交付金 1 4 3 万 3 千円 新規計上

市町村が行う高齢者の自立支援や重度化の取組みについて評価指標の達成状況に応じて交付されるもので、介護予防や包括支援事業に充当するものであります。

9 目 1 節 介護保険災害等臨時特例補助金 3 2 1 万 3 千円 新規計上
新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免分に対する補助金の計上であります。

5 款 1 項 支払基金交付金 1 目 1 節 介護給付費交付金
1 9 7 万円の増

6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 1 節 介護給付費負担金
1 2 9 万 9 千円の増

それぞれ、特定入所者介護サービス費の増に伴う交付金及び負担金の増であります。

8 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金
4 0 4 万 9 千円の減。補正財源調整による減額補正であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
2 0 4 万 8 千円の減、

主に、職員人件費 2 0 4 万 6 千円の減、1 6 ページから 1 8 ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

3 項 介護認定審査会費 2 目 認定調査等費 2 万 8 千円の減
主に、会計年度任用職員人件費の増減であります。

2 款 保険給付費 次ページにわたり 1 項 介護サービス等諸費
1 目 居宅介護サービス給付費 補正額ゼロ

財源内訳補正であります。

4 項 特定入所者介護サービス等費

1 目 特定入所者介護サービス費 729万7千円の増
負担限度額該当者の増による、負担金の増であります。

4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費

1 目 包括的支援事業等事業費 14万7千円の増 次ページにわたり
主に、職員人件費の増で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 任意事業費 157万円の減

主に、成年後見人報酬対象者減による補助金の減額補正であります。

4 目 生活支援体制整備事業費 4万2千円の減

職員旅費の減であります。

5 目 認知症総合支援事業費 14万6千円の増

主に、職員人件費の増で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

次ページ

8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費

1 目 包括的支援事業費 4万円の増
職員人件費の増であります。

以上で、議案第118号の説明を終わります。

議案第119号 令和2年度厚岸町後期高齢者医特別会計
補正予算（3回目）提案理由説明書

議案第 1 1 9 号 令和 2 年度 厚岸町後期高齢者医療 特別会計補正予算
(3 回目) であります。

令和 2 年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、

2 8 9 万 3 千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、

1 億 4 , 7 3 2 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページ、

第 1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3 款 3 項

歳出では、2 款 2 項にわたって、

それぞれ、2 8 9 万 3 千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料 1 目 特別徴収保険料 1 節 現年度分
7 9 万 3 千円の減

2 目 普通徴収保険料 1 節 現年度分 2 1 0 万 3 千円の減
それぞれ、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免による減であります。

3 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金 1 1 3 万円の減
補正財源調整に伴う減額補正であります。

6 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金

1 目 1 節 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1 1 6 万円 新規計上
歳出計上のシステム改修に対する補助金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。
歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費
後期高齢者医療一般 1 1 6 万 1 千円の増
基礎控除等の税制改正対応に伴う後期高齢者医療管理システム改修委託料の
増であります。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金
4 0 5 万 4 千円の減
後期高齢者医療広域連合への負担金について、新型コロナウイルス感染症に
係る保険料減免と前年度の事務費負担金の精算に伴う負担金の減でありま
す。

以上で、議案第 1 1 9 号の説明を終わります。

議案第120号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業
特別会計補正予算（3回目）提案理由説明書

議案第120号 令和2年度 厚岸町介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（3回目）であります。

令和2年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、

349万5千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、

8,289万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、3款3項、

歳出では、1款1項にわたって

それぞれ、349万5千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

3款 道支出金 2項 道補助金

1目 1節 サービス事業費道補助金 91万8千円の増

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額計上であります。

内容につきましては、歳出でご説明いたします。

7款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

255万6千円の増

補正財源としての計上であります。

8款 諸収入 1項 1目 1節 雑入 2万1千円の増

介護保険主治医意見書作成料9件分の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。
歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費 2 5 7 万 7 千円の増

職員人件費 1 2 4 万 2 千円の減、会計年度任用職員人件費 2 7 4 万円の増。それぞれ記載のとおり職員人件費の増減で、1 2 ページから 1 6 ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

介護老人保健施設サービス 1 0 7 万 9 千円の増 次ページにわたり
主に、需用費 7 0 万円は、給食材料費の増
病院事業運営管理共通経費負担金 3 4 万 5 千円は、主に、水道料や各種備
品修理による増のほか、その他執行見込みによる増減であります。

2 目 諸費 9 1 万 8 千円の増
感染症対策に係るマスクや防護具などの消耗品購入に 3 0 万 8 千円、
施設用備品購入 6 1 万円は、
体表面温度計測機能付顔認証リーダー購入に 4 0 万 6 千円、オゾン発生装
置購入に 1 4 万 7 千円、パーテーション購入に 5 万 7 千円であります。

以上で、議案第 1 2 0 号の説明を終わります。

議案第 1 2 1 号 令和 2 年度厚岸町水道事業会計補正予算
(2 回目) 提案理由説明書

議案第121号、令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について

1 ページ

第1条 総則、令和2年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

年間総配水量は、8千963立方メートル増の、123万3千128立方メートル、1日平均給水量は、24立方メートル増の3千378立方メートルとするものであります。

主な建設改良事業について

配水管布設替等事業が、1千409万3千円減額し、3千16万7千円に、設備整備事業が、107万3千円増額し、1千260万3千円に、メーター設備事業が、74万8千円減額し、4千539万円とするものであります。

第3条、収益的収入及び支出の補正であります。

収入

- 1 款 水道事業収益を 444万4千円増額し、
- 2 億9千114万2千円とするもので、
- 内訳は、営業収益が、275万3千円の増。
- 2 項 営業外収益が、73万3千円の増。
- 3 項 特別利益が、95万8千円の階増であります。

支出

- 1 款 水道事業費用を 341万円増額し、
- 2 億7千379万3千円とするもので、
- 内訳は、
- 1 項 営業費用が、302万6千円の増。
- 2 項 営業外費用が、38万4千円の増であります。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書によります。

第4条は、資本的収入及び支出の補正であります。

2 ページ

収入

- 1 款 資本的収入を 373万7千円減額し、5千204万3千円とするもので、
- 内訳は、
- 1 項 企業債が、230万円の減。
- 6 項 補償金が、143万7千円の減であります。

支出

1 款 資本的支出を 5 6 3 万 7 千円減額し、1 億 8 千 1 6 3 万円とするもので、

内訳は、

1 項 建設改良費が、5 5 6 万 9 千円の減。

2 項 企業債償還金が、6 万 8 千円の減であります。

1 0 ページの補正予算説明書

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益

1 項 営業収益

1 目 給水収益は、2 6 1 万 2 千円の増。

内訳は、1 節、水道料金の用途区分家事用が新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛の影響からか当初予算に比べ 9 月までの使用水量の増加に伴う 4 5 5 万 7 千円の増

一方、用途区分業務用の使用水量が減少、諸々の町主要産業活動の動向と新型コロナウイルス感染症対策の影響からか公共施設の使用頻度減少に伴う 1 9 4 万 5 千円の減。

2 目 受託工事収益は、1 4 万 1 千円の増。

これまでの収益実績と今後の見込みを反映したことによる増額であります。

2 項 営業外収益

1 目 受取利息及び配当金は、3 千円の増。

1 節 預金利息が経営動向を見込み預金の見送りによる 5 千円の減。

3 節 貸付金利息が他会計への短期貸付けに伴う利息の 8 千円の増。

2 目 他会計補助金は、9 万円の増。

総務省の地方公営企業に対する繰出し基準に基づき、一般会計が負担する費用で、児童手当給付経費の増。

3 目 長期前受金戻入は、3 万 4 千円の増、事業確定に伴う増。

6 目 雑収益は、6 0 万 6 千円の増。

3 節 その他雑収益が 2 件の水道配水管破損補償費の増によるものであります。

3 項、特別利益

3 目 その他特別利益は、9 5 万 8 千円の増。

職員の異動により精算結果、退職給付費引当金を戻し入れるものであります。

収益的支出

1 款 水道事業費用

1 項 営業費用

1 目 原水及び浄水費は、82万7千円の減。

主に17節 委託料が、各委託業務の執行額確定により102万3千円の減。

20節 修繕費が、水道施設内設備修理6件が増加したことによる89万9千円の増。

24節 動力費が、浄水場などの電気使用量減少による54万円の減、執行見込みを勘案した減であります。

11 ページ

2 目 配水及び給水費は、381万9千円の増額。

主に20節 修繕費で町内各個別メーター修理に加え町内水道管の16件漏水増加に伴い398万5千円の増、その他の節は執行見込みを勘案した減でございます。

4 目 総係費は、21万円の増額。

職員の異動による各節執行見込みを勘案した職員給与費の増減、内容は、説明欄記載のとおりであります。

5 目 減価償却費は、17万6千円の減。

令和元年度の建設改良事業の執行額が確定したことなどによる減であります。

12 ページ

2 項 営業外費用

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費は、2万6千円の減。

令和元年度分の企業債借入額及び企業債利率確定による減であります。

2 目 消費税及び地方消費税は、41万円の増。

建設改良工事費の予定額確定に伴い見込まれる納付額の増によるものであります。

13 ページ

資本的収入

1 款 資本的収入

1 項

1 目 企業債は230万円の減。対象工事の執行見込みを勘案した減であります。

6 項

1 目 補償金は、143万7千円の減。

対象工事の執行額が確定したことによる減であります。

資本的支出

1 款 資本的支出

1 項

1 目 建設改良費は、302 万円の減。

配水管布設替等事業は、当初、4 件の配水管布設替等事業を予定しておりましたが、令和2年10月23日、尾幌地区の水道配水管漏水が発生し、修理箇所
の水道管修理資材が古く資材調達が困難となり、水道供給には他の箇所から接
続するため、1 件666 万円の配水管新設工事の追加工事必要が生じたことによ
る事業費の増と施設整備事業費の執行額確定による減であります。

2 目 総係費は、56 万3 千円の減。

委託業務の執行額確定による減であります。

3 目 メーター設備費は、74 万8 千円の減。検満メーター交換確定を反映し
たことによる減であります。

4 目 固定資産購入費

6 節車輛購入及び7 節備品購入執行額確定による123 万8 千円の減でありま
す。

2 項

1 目 企業債償還金は6 万8 千円の減。

令和元年度に借入れた企業債の償還利率の確定による減であります。

1 ページ下段

第4 条の括弧書き

資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1 億2 千9 5 8 万7 千円について、

当年度分損益勘定留保資金1 億7 6 2 万1 千円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9 0 4 万5 千円、

減債積立金6 0 0 万円及び建設改良積立金6 9 2 万1 千円で補填するものであ
ります。

2 ページ中段

第5 条、企業債の補正

企業債の予定額を230 万円減額し5 千9 0 万円とするもので、起債の方法、
利率、償還の方法については、変更ありません。

第6 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり
ます。

職員給与費について、6 万6 千円増額し2 千6 1 万5 千円とするものでありま
す。

第7条は、他会計からの補助金の補正
児童手当給付経費補助として、9万円を増額し、他会計からの補助金総額を
2千506万2千円とするものであります。

3ページと4ページは補正予算実施計画。

5ページは水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書。

6ページから9ページは補正給与費明細書、14ページと15ページは予定貸
借対照表、16ページと17ページは会計処理の基準や手順を示した注記でござ
います。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。
ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 1 2 2 号 令和 2 年度厚岸町病院事業会計補正予算

(2 回目) 提案理由説明書

議案第122号 厚岸町病院事業会計補正予算、2回目について、その内容をご説明いたします。

議案書、1ページをお開きください。

第1条 総則、令和2年度 厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量の補正であります。

(2) 患者数について、年間延べ患者数では、5,590人の減で、51,895人とするもので、内訳として、入院患者では、730人減の10,585人に、外来患者では、4,860人減の41,310人とするものであります。

1日平均患者数では、22人減の199人、内訳として、入院患者では、2人減の29人に、外来患者では、20人減の170人とするものであります。

(3) 主な建設改良事業では、建設工事事業が、248万6千円を減額し、2,425万5千円に、医療器械整備事業が、3,493万6千円を減額し、3,021万7千円に、車両購入事業が、110万7千円を減額し、390万5千円とするものであります。

第3条 収益的収入及び支出の補正及び第4条 資本的収入及び支出の補正は、補正予算説明書で行います。

12ページをお開きください。はじめに、収益的収入であります。

1款 病院事業収益、6,810万1千円の増

1項 医業収益、5,421万円の減

1目 入院収益、1,679万円の減

延べ入院患者数730人、1日あたり2人の減を見込んだ減額であります。

2目 外来収益、4,260万6千円の減

延べ外来患者数4,860人、1日あたり20人の減を見込んだ減額であります。

4目 負担金、518万6千円の増

一般会計負担金の増であります。

2項 医業外収益、1億2,231万1千円の増

2目 患者外給食収益、56万2千円の減

4目 その他医業外収益、102万5千円の減、主に、住宅使用料及び院内保育料の減であります。

5目 他会計補助金、51万6千円の増

6目 他会計負担金、1億1,560万8千円の増、それぞれ、12月期での一般会計からの繰入金の増額であります。

7目 負担金交付金、32万1千円の増、介護老人保健施設事業運営費管理共通経費負担金の増であります。

9目 道補助金、745万3千円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、新規計上であります。この交付金は、感染対策用の物品等の購入費に充当するもので、内訳として、体表面温度測定システム整備費として、121万9千円、発熱患者専用の待合室、処置室及び診察室用のパーテーション、スクリーンなどの購入費として、178万円、空調設備整備費として、130万円、防護服等の購入費として、315万4千円であります。

13ページ、収益的支出であります。

1款 病院事業費用、194万9千円の増

1項 医業費用、170万1千円の減

1目 給与費、593万9千円の増、内訳として、1節 給料、1,018万7千円の減、2節 職員手当等、1,336万5千円の減は、主に、医師分は、年度途中での退職に伴う減、看護職員分は、産後休暇取得に伴う減であります。

3節 法定福利費、1,652万7千円の増は、主に、共済組合負担金の増であります。

4節 退職給付費、558万5千円の減、退職給付費引当金の減であります。

6節 報酬、1,854万9千円の増は、主に、常勤医師の退職に伴う支援出張医師にかかる報酬が増となっております。なお、詳細につきましては、7ページから11ページの給与費明細書を参照ください。

2目 材料費、1,153万円の減、主に、1節 薬品費 959万3千円の減、3節 給食材料費 406万9千円の減は、患者数の減による減、4節 医療消耗備品費、206万7千円の増は、主に、感染対策にかかる診療用具購入費の増であります。

3目 経費、551万1千円の増、主に、3節 旅費交通費、318万1千円の増は、支援出張医師の旅費の増、4節 消耗品費、194万4千円の増、5節 消耗備品費、46万6千円の増は、主に、感染対策にかかる経費の増額であります。

13節 修繕費、283万3千円の増は、主に、感染対策としての施設改修費の増であります。15節 使用料、339万2千円の減は、主に、事務機器使用料の減、16節 委託料、112万4千円の増は、寝具病衣委託料の増のほか、執行見込みによる増減であります。

4目 減価償却費、19万2千円の減

5目 資産減耗費、24万5千円の増

6目 研究研修費、167万4千円の減

それぞれ、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

2項 医業外費用、365万円の増

1目 支払利息及び企業債取り扱い諸費、5万4千円の増

2目 医療技術員確保対策費、359万6千円の増は、看護師の産後休暇取得に伴い欠員分を補てんするための看護師派遣手数料及び負担金として、新規計上であります。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容であります。続いて、15ページ、資本的収入及び支出であります。

1款 資本的収入、3,401万円の減

1項 1目 1節 企業債、250万円の減、それぞれ、事業費確定に伴う充当事業債の減額であります。

2項 補助金、3,151万円の減

1目 他会計補助金、1節 一般会計補助金、131万円の減

2目 国庫補助金、1節 特定防衛施設周辺整備補助金、3,020万円の減は、それぞれ、事業費確定に伴う充当補助金の減額であります。

次に、資本的支出であります。

1 款 資本的支出、3, 4 0 1 万円の減

1 項 建設改良費、3, 8 5 2 万 9 千円の減

1 目 建設工事費、2 4 8 万 6 千円の減

2 目 固定資産購入費、3, 4 9 3 万 6 千円の減

3 目 車両購入費、1 1 0 万 7 千円の減、それぞれ、事業費確定に伴う減額であります。

以上が、資本的収入及び支出の補正内容であります。

1 ページにお戻りください。

第3条の収益的収入及び支出について、条文中の、なお書きは、本補正予算において、1 億 1, 6 1 0 万 6 千円の赤字予算となり、資金不足額が生じる見込みとなることから、その運転資金として、企業債 1 億 2, 0 0 0 万円を借り入れ、補てんしようとするものであります。

2 ページ、

第5条 企業債の補正であります。予算第5条に定めた企業債を次のとおり、補正する。はじめに、追加であります。起債の目的として、特別減収対策であります。この企業債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となり、病院運営上、資金不足が生じた場合に発行が認められる企業債で、限度額、1 億 2, 0 0 0 万円とする内容であります。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ、記載のとおりであります。次に、変更であります。建設工事事業について、限度額を 1 6 0 万円減額し、9 1 0 万円に、車両購入事業について、限度額を 9 0 万円減額し、3 9 0 万円とする。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

第6条 一時借入金の補正であります。新型コロナウイルス感染症の影響により減収となり、年度内の期中において、必要と見込まれる運転資金を確保するため、一時借入金の限度額を 3 億円から 1 0 億円とするものであります。

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を 5 9 3 万 9 千円増額し、7 億 7, 9 4 7 万 6 千円とするものであります。

3 ページ

第8条 他会計からの補助金の補正であります。合計で、1億2,000万円を増額し、補助金の総額を、5億483万3千円とするものであります。

4 ページから5 ページは、補正予算実施計画、

6 ページは、補正予定キャッシュ・フロー計算書、

16 ページから18 ページまでは、予定貸借対照表と注記であります。

内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第122号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。